

令和4年3月高浜市議会定例会会議録（第1号）

令和4年3月高浜市議会定例会は、令和4年2月28日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定
(諸報告) |
| 日程第3 | | 施政方針 |
| 日程第4 | | 教育行政方針 |
| 日程第5 | 同意第1号 | 副市長の選任について |
| 日程第6 | 同意第2号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第7 | 議案第3号 | 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について |
| | 議案第4号 | 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| | 議案第5号 | 高浜市消防団条例の一部改正について |
| | 議案第6号 | 高浜市道路占用料条例の一部改正について |
| | 議案第7号 | 高浜市企業誘致等に関する条例の一部改正について |
| | 議案第8号 | 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| | 議案第9号 | 高浜市個人情報保護条例の一部改正について |
| | 議案第10号 | 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| | 議案第11号 | 高浜市手話言語条例の制定について |
| | 議案第12号 | 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の全部改正について |
| 日程第8 | 議案第13号 | 令和3年度高浜市一般会計補正予算（第12回） |
| | 議案第14号 | 令和3年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回） |
| | 議案第15号 | 令和3年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第2回） |
| | 議案第16号 | 令和3年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第4回） |
| | 議案第17号 | 令和3年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回） |
| | 議案第18号 | 令和3年度高浜市下水道事業会計補正予算（第2回） |
| 日程第9 | 議案第19号 | 令和4年度高浜市一般会計予算 |
| | 議案第20号 | 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算 |

- 議案第21号 令和4年度高浜市土地取得費特別会計予算
- 議案第22号 令和4年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算
- 議案第23号 令和4年度高浜市介護保険特別会計予算
- 議案第24号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第25号 令和4年度高浜市水道事業会計予算
- 議案第26号 令和4年度高浜市下水道事業会計予算

- 日程第10 報告第1号 令和4年度高浜市土地開発公社の経営状況について
- 報告第2号 令和4年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について
- 日程第11 議員派遣について
- 日程第12 高浜市議会議員政治倫理条例に基づく倉田利奈議員に対する議会の措置について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 荒川 義孝 | 2番 | 神谷 直子 |
| 3番 | 杉浦 康憲 | 4番 | 杉浦 浩一 |
| 5番 | 岡田 公作 | 6番 | 柴田 耕一 |
| 7番 | 長谷川 広昌 | 8番 | 黒川 美克 |
| 9番 | 柳沢 英希 | 10番 | 杉浦 辰夫 |
| 11番 | 北川 広人 | 12番 | 鈴木 勝彦 |
| 13番 | 今原 ゆかり | 14番 | 小嶋 克文 |
| 15番 | 内藤 とし子 | 16番 | 倉田 利奈 |

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- | | | |
|---|-------------|-------|
| 市 | 長 | 吉岡 初浩 |
| 副 | 市長 | 神谷 坂敏 |
| 教 | 育長 | 岡本 竜生 |
| 企 | 画部長 | 深谷 直弘 |
| 総 | 合政策グループリーダー | 榎原 雅彦 |
| 秘 | 書人事グループリーダー | 神谷 義直 |
| 総 | 務部長 | 杉浦 崇臣 |
| 行 | 政グループリーダー | 板倉 宏幸 |

行政グループ主幹	久世直子
財務グループリーダー	清水健
市民部長	磯村和志
市民窓口グループリーダー	中川幸紀
福祉部長	加藤一志
こども未来部長	木村忠好
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都市政策部長	杉浦義人
土木グループリーダー	清水洋己
都市計画グループリーダー	島口靖
防災防犯グループリーダー	杉浦睦彦
上下水道グループリーダー	石川良彦

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	竹内正夫
副主幹	神谷直子
主査	杉浦幸宏

議事の経過

○議長（柳沢英希） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私御多忙のところ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

3月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会には、令和4年度予算案及び令和3年度補正予算案のほか、同意、条例の制定や一部改正などいずれも重要な案件が提出されております。議会といたしましても、これらの諸案件に対し十分なる審議を尽くし、市民の要望する諸施策を市政に反映するべく努力いたしたいと存じます。

議員各位におかれましては、格別の御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

午前10時00分開会

○議長（柳沢英希） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和4年3月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和4年3月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございました。

日頃より、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

感染力の強いオミクロン株の流行により、現在、愛知県ではまん延防止等重点措置が実施をされております。最前線に対応しておられる医療従事者の皆様、細心の注意を払いながら事業を行っていただいている介護並びに学校、保育関連施設の関係者の皆様に心より敬意を表します。

度重なる短時間営業や感染防止対策に御協力をいただいております事業者の皆様にも、重ねて感謝を申し上げます。

当市といたしましては、引き続き3回目のワクチン接種を速やかに進めるとともに、5歳から11歳の小児ワクチン接種についても取り組んでまいります。市民の皆様におかれましては、感染防止に御理解、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

さて、先日、北京オリンピックが閉会をいたしました。日本は、スキージャンプの小林陵侷選手、スノーボードの平野歩夢選手、そしてスピードスケートの高木美帆選手の金メダルをはじめ過去最多の18個のメダルを獲得いたしました。

そうした中で、大会終盤に銀メダルを獲得した女子カーリングチームは、活発なコミュニケーションと持ち前の明るさと笑顔で話題になりました。チームの強みは、強くあろうとしないこと、弱さ全開で弱さを情報交換し合い、理解しているからこそ助け合うことができるのだそうです。彼女たちのお互いを理解し合い、助け合う姿は、私たち一人一人の日常においても示唆に富んでおり、非常に印象的でありました。

来年度は第6次高浜市総合計画の総仕上げの年となります。主要施策につきましては、施政方針の中で後ほど申し上げますが、公共施設総合管理計画の推進、新型コロナウイルス感染症対策、教育環境及び安心な子育て環境の整備並びにICTを活用した行政サービスの推進に重点を置き、諸課題に積極的に取り組んでまいります。皆様の一層の御指導、御鞭撻をお願いいたします。

次に、本定例会に提案をいたします案件について申し上げます。

本定例会におきましては、同意2件、議案24件及び報告2件の計28件をお願いするものでございます。詳細につきましては、私及び副市長、担当部長より説明をさせていただきますので、慎重御審議の上、御同意、御可決あるいは御聞き取りを賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時5分開議

○議長（柳沢英希） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（柳沢英希） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、4番、杉浦浩一議員、5番、岡田公作議員を指名させていただきます。

○議長（柳沢英希） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、杉浦辰夫議員。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○議会運営委員長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日招集されました令和4年3月高浜市議会定例会の運営につきましては、令和3年12月9日、令和4年2月4日及び2月21日に委員全員出席の下に議会運営委員会を開催いたしました。

当局より提示されました案件につきまして検討いたしました結果、会期は、本日より3月24日までの25日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取扱いにつきまして、本日は、同意第1号及び同意第2号を即決で行い、議案第3号から議案第26号までの議案の上程、説明後、報告第1号及び報告第2号について報告を受けます。

3月2日及び4日の2日間は一般質問、一般質問終了後、関連質問を行います。

3月8日については、議案第13号から議案第18号までの補正予算関係議案の質疑、討論、採決

を行い、議案第3号から議案第12号まで及び議案第19号から議案第26号までの総括質疑を行います。総括質疑後、予算特別委員会の設置を行い、議案第19号から議案第26号までの令和4年度当初予算関係議案を付託します。

総務建設委員会については、議案第3号から議案第7号までの5議案を付託、福祉文教委員会については、議案第8号から議案第12号までの5議案を付託し、審査を願うことに決定いたしました。

常任委員会及び予算特別委員会の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりですので、御了承をいただきますようお願いいたします。

次に、議員派遣について取扱いを検討しました結果、本日、議長発議により議決を願うことに決定いたしました。

また、高浜市議会議員政治倫理条例に基づく倉田利奈議員に対する議会の措置について取扱いを検討しました結果、本日、議長発議により議決を願うことに決定いたしました。

また、本定例会における新型コロナウイルス感染症対策として、さきにお知らせいたしました3月定例会における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応についてのとおり取り扱うこととしましたので、御報告いたします。

この3月定例会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（柳沢英希） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月24日までの25日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月24日までの25日間と決定いたしました。

ここで、諸般の報告をいたします。

10月22日に政治倫理審査会に付託いたしました政治倫理条例に基づく倉田利奈議員に対する審査事案について、去る1月18日に政治倫理審査会から審査結果報告書が提出され、これを受理いたしました。政治倫理審査会の審査結果ですが、本審査事案は、政治倫理基準第3条第1項第1号の違反に該当する旨の内容で、あわせて、「文書による嚴重注意の措置を講ずるよう求める」との政治倫理審査会の意見が付されていたため、政治倫理条例第8条第2項に基づき、倉田利奈議員に対する議会の措置を求めますので、このことについて、本日、御審議をいただきますようお願いいたします。

なお、審査結果報告書の詳細につきましては、市議会ホームページに掲載しておりますので、随時御覧願いたいと思います。

次に、1月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書の報告書が監査委員から提出をされ、議会図書室にて保管いたしておりますので、随時御覧願いたいと思います。

報告事項は以上であります。

○議長（柳沢英希） 日程第3 施政方針を行います。

市長の施政方針を求めます。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 「Share Your Light／あなたは、きっと、誰かの光だ。」、この言葉は、4期目に就任する際に所信表明でも申し上げた言葉でございます。東京2020パラリンピックの聖火リレーコンセプトであり、多様な、そして社会の中で誰かの希望や支えとなっている光、人が集まり出会うことで共生社会を照らす力としようという思いが込められた言葉であります。

私が常々申し上げている「まちのことは自分ごと」と相通ずる言葉であり、ここで暮らしていくにあたり、自分のためだけではなく、誰かのために自分には何ができるかということをご皆さんが考えれば、高浜市は必ずよくなる、住み続けたいまちになるというのが私の信念であり、これからもつないでいきたい想いがあります。

そうした思いを詰め込み、平成21年の就任早々に着手し、市民の皆様と一緒につくり上げ、「大家族たかはま」として取り組んでまいりました第6次高浜市総合計画も、令和4年度をもって計画期間が満了となります。また、1年延期を余儀なくされておりました高浜市市制施行50周年の記念式典・事業も、多くの方に御協力、御参加をいただき、昨年中に開催をすることができました。また、45年ぶりとなる高浜市誌「高浜市のあゆみ」を発刊することもできました。

これまで先人たちが築いてきた高浜市を振り返り、そして新たな未来への一歩を歩み始める、そんな時代の節目に今、私たちはいるのだと感じております。

新たな時代、新たな課題に対し、昨年7月20日には高浜市多文化共生コミュニティセンターを開設するなど、外国人住民の方にも住みやすく、暮らしやすい多文化共生のやさしいまちづくりの実現に向け、さらなる一歩を踏み出しました。

また、公共施設の老朽化問題では、平成23年度の高浜市公共施設マネジメント白書の策定から始まり、利用実態を踏まえた機能重視型の機能集約、複合化を進めてまいりました。小学校地域コミュニティの核とするモデル事業として完成した地域交流施設たかぴあでは、市制施行50周

年記念式典や演奏会、文化協会芸能発表会、成人式、オニマルシェの開催などを通じて、多機能な施設の姿を具体的にお見せする機会になったのではないかと考えており、今後はさらにその可能性を広げていってほしいと考えております。

現在、図書館の機能移転につきましても検討を進めておりますが、新しい空間が市民の皆さんが交流する場、活動につながる場、本を通して知識を深め、まちづくりを考えることができる場になればよいと考えております。

第6次高浜市総合計画が総仕上げとなる本年度、着実な目標達成につなげていくとともに、長期化する新型コロナウイルス感染症に対し、新たな日常や地域経済を支えていくための支援、そして未来に向け躍動する若者たちを応援し、アシタを創っていくための令和4年度予算編成では、コロナ禍における限られた経営資源をより一層効果的、効率的に活用するとともに、各事業の必要性を検討し、未来を見据え、真に必要なものとは何かを再認識し、それを形にしていく「未来を見据えたスタート予算」とし、ゼロベースでの事業見直し、経常経費の見直し、重点取組事業への財源配分という3つの基本的な考えを掲げ、編成をいたしました。

重点取組事項につきましては、公共施設総合管理計画の推進につながる事業、新型コロナウイルス感染症の影響に対する事業、教育環境の向上につながる事業、安心な子育て環境につながる事業、ICTを活用した行政サービスの推進につながる事業の5事業としております。

それでは、これより令和4年度の主要施策について、第6次高浜市総合計画の基本目標に沿って述べさせていただきます。

初めに、基本目標Ⅰ、「みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう」でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響は、これまでの当たり前の日常を見直す大きな転機となりました。地域活動の在り方やオンライン化の普及による人と人とのつながり方、各種サービスのデジタル化など変化を余儀なくされました。そうした中、変化を恐れ拒むのではなく、また変化をただ見守るのでもなく、変化に適応し新たなチャンスを生み出していくことが、これからの社会では求められてまいります。

そのような社会の変化を見据えて、今後の新たな10年間を描き、まちづくりの道しるべとなる第7次高浜市総合計画では、新たに未来を見据える視点、連携して実施する視点、役割分担して実施する視点を加味し、SDGsの優先課題をひもづけ、まちづくり協議会をはじめ多くの団体や市民の皆様とともに策定し、共に実践していく計画としてまいります。

また、昨年開所いたしました多文化共生コミュニティセンターを中心とした外国人住民に対する日本語教室や情報発信をはじめとした一元化窓口の充実に加え、性的マイノリティーである方々に対するパートナーシップ宣誓制度を制定し、多様性を認め合い、国籍、性別、年齢に関係なく、地域の全ての人たちが自分らしく住み続けられる環境を整えてまいります。

2021年9月1日、日本のデジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁が発足し、12月には総務省から自治体に対して自治体DX推進計画が示されるなど、デジタル社会が果たす役割は重要な意義を持ち、着実に進めていくことが求められています。

これまで本市においても、テレワークの推進、オンライン会議、RPA等の環境整備を進め、費用対効果を踏まえながら取り組んでまいりました。今後は、住民の皆様の利便性がより向上するように、多くの行政手続をオンラインで行えるように、昨年10月に来庁者削減プロジェクトを設置いたしました。

令和4年度はマイナンバーカードを所有する方の転入、転出のオンライン手続による時間短縮化、ワンストップ化を図り、加えて子育て関係の申請届出等の15のオンライン手続を実施してまいります。このように窓口の申請などのデジタル化を進めるとともに、さらなるマイナンバーカードの普及促進として、夜間窓口や出張申請の実施に取り組んでまいります。

次に、基本目標Ⅱ、「学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう」でございます。

まちの伝統や歴史をつくってきたのは人、新たな歴史や伝統をつくっていくのも人であります。私たち大人が次の世代につなげていきたいものは、立派な施設でも設備でもなく、紡いできた人の思いやりや心であります。一人一人の学びをまちづくりへと還元し、人づくりへとつなげていく、人づくりとまちづくりが還流し合う高浜市の新たな生涯学習の方針となる第3次高浜市生涯学習基本構想を策定してまいります。

また、図書館の機能をかかわら美術館といきいき広場へ移転するための準備を進め、図書との出会いの機会を広げ、本を読んだり借りたりすることが中心の場から、子育て・子育ての場、図書を介した交流の場、学びの場といった新たな空間となることを目指してまいります。

学校教育では、GIGAスクール構想に基づくICT教育や小学校における英語の教科化などより専門的な教育指導が求められる中、これまでの試行的な実践を踏まえ、小学校の教科担任制に関する研究を進めてまいります。また、高取小学校の長寿命化改良工事や南中学校のトイレの洋式化などを行い、ソフト、ハードの両面から教育環境を整えてまいります。また、子供たちの12年間の学びや育ちを念頭に置き、さらなる未来を見据えた子供たちの学びの方針となる第2次高浜市教育基本構想の策定に取り組んでまいります。

子育て・子育て支援では、3歳未満児の待機児童対策として、小規模保育事業の拡充により定員を増員するとともに、吉浜北部保育園に保育システムを導入し、スマートフォンを活用した登降園管理ができるようになるなど保護者の利便性向上を図り、引き続き安全・安心な子育て環境を整えてまいります。

次に、基本目標Ⅲ、「明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくろう」でございます。

産業は、働く場や消費の場として市民の日常の暮らしを支え、町の活力を生み出す基盤であり

ます。長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける地域経済に対し、アフターコロナを見据え、新たな日常の生活を支えていくためには、社会生活基盤の安定、維持に努めていくことは重要であります。

とりわけ新型コロナウイルス感染症に対する地域経済支援として、たかはまクーポンブックの利用が4月よりスタートをしてまいります。そのほかにも商工会など関係機関と連携し、地域経済の回復、活性化に向けて取り組むとともに、後期高齢者の皆様が市内で買物や飲食をされる際のタクシー料金を助成し、さらなる消費喚起を図ってまいります。

また、経済活動を支える交通基盤の整備として、衣浦大橋の左折専用橋について、引き続き実施主体である愛知県に着実な工事の進捗を要請し、令和4年度末の完成を目指してまいります。

次に、安全・安心に暮らせる環境づくり、とりわけ防災、防犯は、市民の最も身近な自分ごととして関心が高いものがあります。いつ起こるかかわからない風水害や地震に対し、コロナ時代に対応した避難所運営訓練、企業との連携強化、地域人材の育成など、自ら守る、地域で守る防災体制の構築に加え、災害に備えて前もって自分の取るべき行動を時間軸でまとめた避難行動計画、マイ・タイムラインの作成を市民一人一人に普及促進してまいります。そして、小学校児童向けにマイ・タイムラインのワークショップを開催するよう、各小学校と調整してまいります。

また、雨水排水対策として進めております八幡町、新田町の排水設備の実施設計を行い、局地的集中豪雨等の自然災害に対する防災基盤強化にも取り組んでまいります。

最後に、基本目標Ⅳ、「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう」でございます。

福祉・医療では、引き続き最重要課題である新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいります。デルタ株、オミクロン株と新たな変異株が発生する中でも安心・安全な日常生活を送れるよう、3回目のワクチン接種を速やかに進めるとともに、5歳から11歳の小児ワクチンの接種についても最優先事項として取り組んでまいります。

また、障がいのある方もその人らしく、将来にわたり高浜市で安心して暮らしていけるよう、手話は言語であることを明確にするるとともに、手話がどこでも自由に使える地域社会を目指すスタートとして、手話の普及啓発や施策推進に関する環境整備を進める手話言語条例を本議会に上程をさせていただいております。

さらに、高齢者の方々が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、これまでのホコタッチを活用した認知症予防の取組を継続するとともに、さらなるステップアップを目指してまいります。高浜市を研究フィールドに、国立長寿医療研究センターと協働で新たな研究事業に取り組み、認知症予防に関するプログラム開発を行うとともに、認知症に強い地域づくりを目指してまいります。

以上、4年度の市政運営に当たり、重点施策について述べさせていただきました。

「ネガティブ・ケイパビリティ」という言葉を聞いたことがあるでしょうか。イギリスの詩人

ジョン・キーツが、不確実なものや未解決のものを受容する能力を表現する言葉として使い、数多くの訳語が存在をしますが、答えの出ない事態に耐える力と訳すことができます。人は、分からないものや不確実なものに耐えがたく、仮の回答を見つけないという欲望からすぐに答えを求めがちになりますが、「ネガティブ・ケイパビリティ」とは、不確実な状態に努力して耐え、希望を見いだしていく態度であり、その先の深い発展的な理解を導き出していくという考え方です。

新型コロナウイルス感染症や少子高齢化、災害対策、公共施設の老朽化問題など、本市のみならず社会を取り巻く課題は多種多様化しており、一足飛びにこうしたらよい、こうあるべきという答えを出すことは困難であります。しかしながら、常に先を見据え、未来を生きる子供たちのために答えを探し続けていかなければなりません。その過程の中では耐えるといった局面も出てまいります。耐えたその先には必ず希望の光があると私は思っております。

本市では、第6次総合計画において、「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」という将来都市像を掲げてまいりました。その中にある「大家族たかはま」には、家族のように我慢するときもあれば、みんなで頑張るときもある、そうした中でみんなで助け合って問題を解決し、喜び、幸せをみんなで分かち合っていくという意味が込められています。その思いは第7次総合計画の将来都市像にも引き継いでまいります。

「大家族たかはま」、私が市民の皆様と歩んできた市政は、この言葉と共にあります。今後も様々な苦難があると思いますが、「大家族たかはま」一丸となり、これを乗り越えていけるよう全力で邁進してまいります。

今後とも議員各位並びに市民の皆様の一層の御支援、御協力をお願い申し上げ、令和4年度の施政方針とさせていただきます。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（柳沢英希） 以上で施政方針は終わりました。

○議長（柳沢英希） 日程第4 教育行政方針を行います。

教育長の教育行政方針を求めます。

教育長。

〔教育長 岡本竜生 登壇〕

○教育長（岡本竜生） 次の時代を生きる子供には、自ら課題を発見し、解決に向けて思考・判断し、自分の考えを表現する力が求められています。また、人として、豊かな心を持ち、周りの人たちと協調し、互いに高め合うことのできる力が求められています。学校は、未来を担う子供がたくましく生き抜くために、これらの資質・能力を育てていきます。

高浜市教育委員会では、第6次高浜市総合計画の下で策定した教育基本構想の基本理念の実現に向けて、学校・家庭・地域が連携を深め、子供の学びや育ちのつながりを大切にしてきました。

そして、子供たちが多くの「ひと・もの・こと」に関わりながら、学ぶ喜びや成長の過程を認められる喜びを繰り返し実感することにより、「学び続ける力」を培ってきました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業による授業時間の減少に対して、学習の価値を時間ではかるのではなく、子供たちがどのように考えを深めたかという学習成果ではかる方向に転換する機会としてきました。この経験を生かし、令和3年度も引き続き教員が子供たちに身につけさせたい力を意識して、何をどのように学ばせるのかを考え、単元構想や授業構想を重ね、実践してきました。

さらに、児童・生徒1人1台タブレット端末の配備と全教室への電子黒板の整備が完了し、高浜版GIGAスクール構想に基づいた活用をより一層進めてまいりました。子供が自ら学びや育ちをつなげ、「主体的・対話的で深い学び」を充実させることができるような体制を全教職員で構築しています。

今後とも園・学校と家庭・地域が力を合わせて、子供を育てる教育環境を充実させていきます。これより、令和4年度における取組について述べさせていただきます。

1、主体的・対話的で深い学びの構築・充実。

(1) 教師力・授業力の向上。

子供に確かな学力を身につけさせるために、専門的な教育の担い手として教員の教師力・授業力向上を図ります。主題研究や1人1公開授業実践を充実し、主体的・対話的で深い学びを充実させるための教育課程の検討や授業改善を図ります。

具体的には、主体的・対話的で深い学びを意識した授業構想と授業実践、ICT機器を活用した授業実践、外国語の高浜版CAN-DOリストの活用・改善、ALTや英語専科教員の活用、プログラミング教育ソフトを活用した高浜版プログラミング学習を高浜カリキュラムに位置づけて進めます。また、「学びの場」としての図書館整備を進めるため、学校司書の活用を見直して巡回訪問を充実し、市内全校において進めていきます。

教職員研修では、教育センターグループが核となり、体系的・計画的に研修を実施することで、教職員の資質と指導力を向上させていきます。特別の教科道徳やモチベーションアップ研修をはじめ、教員のニーズに合った各種研修会を実施します。

(2) きめ細やかで専門的な指導の充実。

子供一人一人の学力の定着を図るためには、きめ細やかでかつ各教科に応じた専門的な指導が有効です。よって、国の動向に合わせて小学校における教科担任制のさらなる導入を推進していきます。また、少人数指導やチームティーチングなども併用して、学びの質を高め、教育効果を上げるよう指導方法を工夫し、基礎学力の定着に加え、活用の育成にも力を入れます。そのために必要な専科教員やサポートティーチャー、ALTの配置を継続して行います。

また、高浜小学校において進めてきました民間プールを活用した水泳の授業について、コロナ

禍により令和2年度以降実施することができていませんが、令和4年度は高取小学校、港小学校、南中学校を加え、その運用や水泳指導カリキュラムなどについて、実践を進めながら改善していきます。

2、個に応じた教育の推進。

(1) 特別支援教育の充実。

保護者と教職員が個別の教育支援計画を共有し、困り感を持っている子供に対し、学校と家庭が歩調を合わせて個に応じた支援をします。また、医療や福祉サービスなど関係機関と連携し、それぞれで行われている支援がつながるように工夫します。

そのために、通級指導担当教員、スクールアシスタント、スクールサポーター等を各校の実態に合わせて適切に配置し、さらにスクールアシスタントの活用内容を拡大していきます。各校には、特別支援教育コーディネーターの役割を位置づけ、自校体制の見直し、改善を進めます。また、個別の教育支援計画を高等学校にも引き継ぐことで、義務教育課程終了後も子供や保護者が安心して学ぶことができるようにしていきます。

(2) 外国籍児童・生徒支援教育の充実。

高浜市は、外国籍市民の占める人口割合が高く、各校の外国籍児童・生徒も増加している現状を踏まえ、平成30年度から指導員を1名増やし、早期適応教室「くすのき学級」を高浜小学校に新たに開設しました。海外から来日して日が浅く、日本語や日本の文化を理解できず、学習、生活の両面で支障を来す子供に対し、適応指導を実施して成果を上げてきました。各校の日本語指導教室においても、日本語の指導が必要な子供への支援をしていきます。

また、通訳・翻訳活動、相談活動、言語指導、進路相談など、支援を必要とする子供や保護者に細やかな対応を行うために、引き続き通訳者3名を配置するとともに、あわせて保護者連絡システムすぐーるにおける翻訳機能も活用していきます。

また、教育委員会が、日本の学校や進路について改めて説明する機会を設けることで、日本の学校への適応を図っていきます。

(3) 幼・保・小・中12年間の連携。

子供が高浜市のよさ、自分や周りのよさを感じながら、心豊かに成長・発達するために、12年間の学びと育ちをつなぐ異校種間の連携教育を推進します。

まず、教職員間の情報交換会や異校種参観を継続して実施し、互いの教育観や指導法への理解を深めます。そして、共通の目標を掲げ、子供の実態から身につけさせたい力を明確にし、系統性を意識した実践を積み上げ、学びが途切れないようにつなげていきます。

3、学校・家庭・地域の連携。

(1) 相談活動・学習支援の充実。

高浜市適応指導教室「ほっとスペース」に生徒指導相談員が常駐し、子供が学習や生活のリズ

ムを整え、自立して学校に復帰できるように支援します。また、心の相談員も配置し、児童・生徒や保護者、教職員との相談等を行います。両中学校にはスクールヘルパーを配置し、生活上の支援が必要な生徒の学習支援や生活支援を行い、教室復帰を目指します。

これらの活動は、「自分が大切な存在、価値ある存在であると思う心」である自己肯定感と、「自分が誰かの役に立っている、誰かに必要とされていると思う心」である自己有用感を育むことにつながります。学校生活の様々な場面を充実させることにより、これらの心を育み、不登校対策やいじめ対策につなげていきます。

また、非常勤養護教諭を引き続き配置します。養護教諭を補助するとともに、保健室が心の居場所となっている児童・生徒を養護教諭とともに支援していきます。また、スクールカウンセラーを定期的に学校に派遣し、児童・生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、心のケアをする役割を果たしていくとともに、コンサルテーションを充実させ、学校と考えを共有してカウンセリングに当たります。また、子供の置かれた環境に働きかけるスクールソーシャルワーカーを引き続き配置し、目の前の一人を救う取組をさらに進めていきます。

(2) いきいき広場福祉部との連携。

教育委員会が福祉部と同じいきいき広場に設置されている利点を生かして連携し、連絡、相談、対応について滞りなく行ってきました。5歳児健診における相談活動により、学校は、就学前の早期から園児の実態を把握し、就学に向けた適切なアドバイスをすることができました。子供の成長や就学に不安を持つ保護者が、こども発達センターの専門家や就学予定先の学校職員との相談活動により、計画的に就学に向けて準備を整え、安心して就学させることができるようになります。

また、こども発達センターの専門家と教育委員会の専門家が、小学校区ごとにチームを組んで各園・学校を巡回訪問し、具体的な支援について助言を行います。

さらに、高浜市学習支援事業「ステップ」や「ステップジュニア」との連携を図り、支援を必要とする家庭、児童・生徒の学習・生活支援を進めます。

(3) 地域と協働する学校。

学校を「学びの拠点」とし、地域の住民が授業や学校行事等を通して子供と交流する場となるように努めます。

高浜カリキュラムの実践や各種学校行事においては、地域の「ひと・もの・こと」との関わりを大切にし、地域とともに活動し、共に学ぶ機会を積極的に取り入れていきます。

また、子供が地域行事に参加したり、参画したりすることを通じて、地域との触れ合いを密にしていきます。そして、子供が高浜の文化を継承、開発、発展させることができるように、地域全体で子供を育む「地域とともにある学校」を目指します。

さらに、学校関係者評価委員会の活動を通して、学校、家庭、地域が三者一体となって協働し

て学校づくりが展開されるように、学校運営の改善につなげます。

(4) 高浜市が育てていきたい生活習慣・学習習慣カレンダーの活用。

目指す子供の姿を学校、家庭、地域が共有し、協働するために、高浜市が育てていきたい生活習慣、学習習慣を周知するための活用型カレンダーを活用します。また、家庭においても各月の目標を意識して生活していただくよう周知します。

4、安全で快適な教育環境。

(1) 安心・安全で快適な教育環境整備。

学校施設は、未来を担う子供たちが集い、生き生きと学び、生活をする場であるとともに、市民にとっては生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場となっています。災害時には避難所としての役割も果たす重要な施設であります。

そこで、学校施設の老朽化対策及び現在求められている機能、性能を確保するため、令和2年度に策定した高浜市学校施設長寿命化計画に基づき、令和4年度より高取小学校の長寿命化改良工事に着手します。本工事を学校施設長寿命化改良工事のモデル事業と位置づけ、令和5年度からの吉浜小学校、令和6年度からの港小学校の長寿命化改良工事にも生かしていきます。

教育環境の向上では、南中学校トイレの洋式化、乾式化工事や吉浜小学校の緊急連絡装置整備工事を実施してまいります。

また、国は、義務標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を令和3年度より5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げることとし、令和4年度は小学校第3学年までが35人学級編制となります。愛知県においては、小学校第4学年へ35人学級を拡充することとなりました。これにより新たに必要となる教室数やICT機器等を把握し、善後策を考えていきます。

(2) 教職員の業務改善。

子供にとって最大の教育環境は教員です。現在、教員の業務改善についても具体的な取組が求められています。公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正を受け、高浜市立学校管理規則に教員の業務量の適切な管理等について位置づけるとともに、高浜市立学校教職員の業務量の適切な管理等に関する方針を定め、在校等時間の縮減への取組を強化してきました。

学校と保護者のタブレットやスマートフォンをつなぐ保護者連絡システム「すぐーる」のさらなる有効活用を進めるとともに、長時間労働の大きな要因である部活動について部活動改革委員会を立ち上げ、部活動の在り方を検討していきます。

引き続き教職員自身による労務管理の徹底や各校の実態に応じた業務改善に取り組み、教職員が毎日元気に子供の前に立つことができるように努めます。

日本は、少子高齢化、人口減少による危機を感じる時代となっています。「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」、この都市像を実現するのは、魅力的なまちづくりとそ

こに生きる人の育成であると考えます。今を生きる子供が将来社会に出て活躍し、未来の高浜をつくる原動力となる人材に成長することを願ってやみません。

子供は、様々な人と関わりながら学び合い、自分の成長を実感することで、自己肯定感や自己有用感を感じるようになります。そして、学び続ける力が湧き、確かな学力を身につけ、それらを生かしてよりよい社会を築こうとする意識や行動につながっていきます。そのために、学校、家庭、地域で協働して子供を育てていく必要があります。多くの方々に支えられ、一つの社会である学校をみんなの力で育てていきたいと考えます。

第7次高浜市総合計画の策定に併せ、教育基本構想の改定に着手しています。高浜市教育委員会は、教育基本構想の基本理念「高浜を愛し、高浜の良さを学んで、高浜でたくましく生きる未来市民の育成」の実現に向けて、家庭や地域の人々や各種団体の方々と力を合わせて、学校づくりを推進しています。

〔教育長 岡本竜生 降壇〕

○議長（柳沢英希） 以上で教育行政方針は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は11時。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（柳沢英希） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 同意第1号 副市長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（吉岡初浩） それでは、同意第1号 副市長の選任につきまして提案理由を申し上げます。

平成26年4月から副市長として大変多くの課題に積極的に取り組んで、大変な御尽力をいただきました神谷坂敏が、本年3月31日で任期満了となりますことから、新たに現企画部長の深谷直弘を選任いたしたく、議会の御同意をお願いするものであります。

同氏の略歴につきましては、議案の参考資料に記載のありますとおり昭和55年4月から高浜市職員として勤務され、長年にわたり行政運営に尽力をしていただいたところでありまして、知識、経験とも非常に豊富であると同時に、人望も厚く誠実であります。

本市を取り巻く様々な課題にも幅広い対応ができる能力の持ち主であり、私の補佐役として適任者であると判断をいたしておりますので、市議会の皆様におかれましては、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御願いたします。

○議長（柳沢英希） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） 賛成討論を求めます。

10番、杉浦辰夫議員。

〔10番 杉浦辰夫 登壇〕

○10番（杉浦辰夫） 最初に、神谷坂敏副市長におかれましては、2期8年にわたり市政発展のため、副市長という重責を担っていただきました。心からその労をねぎらいたいと思います。御苦労さまでございました。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、同意第1号 副市長の選任につきまして賛成の立場で討論いたします。

深谷直弘氏の経歴等につきましては、参考資料等にありますように、建設部、総合サービス株式会社、市長直轄であった経営戦略グループ、都市政策部、企画部など、多分野にわたり幅広く業務を経験されてこられました。そして、これらの業務に対して熱意を持って取り組んでおられたことは、これまでの議会での議論を通じて、議員各位が御承知のことと思います。

私は、同氏が、地域の清掃活動やイベントなどで市民と一緒に汗をかき、取り組まれている姿をよく見かけます。また、職員との関係性でいえば、管理職に限らず若手、中堅職員などからの信頼も非常に厚いとお聞きしております。同氏の誠実さや人望の厚さ、またこれまで培った知識や経験は、今後、副市長として御尽力いただくことで、高浜市にとって大きな力になると確信しております。

令和4年度は、第7次高浜市総合計画の策定年度でもあります。時代の変化とともに行政を取り巻く環境にも変化が求められ、各種の課題解決に向け、組織一丸となって取り組んでいく必要があります。そのためには、強力なリーダーシップを持ったトップとそれを補佐する人物が必要となります。そのまとめ役として深谷直弘氏という長年にわたる行政経験と手腕、そして高い識見を持った逸材を得たことは、大変心強い限りであります。

最後になりますが、改めて深谷直弘氏の副市長選任について、全議員の皆さんの御同意がいただけることをお願い申し上げ、賛成討論といたします。

〔10番 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（柳沢英希） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第1号 副市長の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳沢英希） 起立多数であります。よって、同意第1号は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（柳沢英希） 日程第6 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案理由を申し上げます。

議案参考資料1 ページを御覧いただきますようお願い申し上げます。

本案は、現委員の川角和行氏が令和4年3月31日で任期満了となりますので、新たに榊原剛志氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の御同意を賜りたく、提案をさせていただきます。

同氏は、長年、税理士業務に携わられ、特に税務会計について幅広い知識と豊かな経験を有しておられます。また、誠実な人柄は地域での人望も大変厚く、近年、社会福祉法人高浜市社会福祉協議会において監事の要職を務めておられます。培った知識と経験を生かし、委員として中立、専門的な立場から、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査、決定に当たりまして、公平で厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

なお、任期につきましては3年となります。

何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げて、提案説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（柳沢英希） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） 賛成討論を求めます。

1 番、荒川義孝議員。

〔1 番 荒川義孝 登壇〕

○1 番（荒川義孝） 議長のお許しをいただきましたので、同意第 2 号につきまして、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をさせていただきます。

榊原剛志氏でございますが、税理士、行政書士として専門的な知識も幅広く豊富であり、御自宅も、そして事務所も、ともに向山町内に構えられ、地域にも積極的に溶け込まれ、住民の皆様からの信頼も非常に厚いものであります。よって、固定資産評価審査委員会委員として責任を持って十分に職責を果たし、市政の発展のため御尽力いただくことができると考えますので、賛成とさせていただきます。

〔1 番 荒川義孝 降壇〕

○議長（柳沢英希） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） ほかに討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳沢英希） 起立全員であります。よって、同意第 2 号は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（柳沢英希） 日程第 7 議案第 3 号から議案第 12 号までを会議規則第 34 条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（磯村和志） それでは、議案第 3 号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

別添の参考資料及び新旧対照表も併せて御覧ください。

本案は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児の均等割保険税の減額措置を講ずるものであります。

第 23 条に第 1 項を加える改正は、子育て世帯への経済的負担軽減の観点から、世帯内に 6 歳到

達後、最初の3月31日までの未就学児がいる場合は、当該未就学児に係る均等割保険税を半額に軽減するものであります。

また、その他の改正では、所要の規定の整備を行うものであります。

なお、附則におきまして、この条例の施行日を令和4年4月1日からとし、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税から適用することといたしております。

説明は以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（柳沢英希） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第4号から第7号までの4議案について提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第4号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

議案参考資料2ページをお願いいたします。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、同法を準用する本条例の条文の整備を行うためのものでございます。

改正の内容でございますが、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例を廃止するため、第3条第2項のただし書を削るものでございます。

なお、附則において、この条例は令和4年4月1日から施行することとし、施行の際、現に担保に供されている及び施行日前に受けた申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、なお従前の例によるものといたしております。

議案第4号の説明は以上でございます。

次に、議案第5号 高浜市消防団条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

議案参考資料2ページ、3ページをお願いいたします。

本案は、地域防災力の中核として重要な役割を果たす消防団の充実、強化を目的として、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第3条団員の種類及び定員では、基本団員を114人とし機能別団員を8人として定員122人を維持し、消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る消防団員の条例定員は、基本団員の定員に機能別団員の定員を加えた定員とし、消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る条例定員は、基本団員の定員を用いることとするものでございます。

第13条報酬では、団員の報酬を年額報酬及び出勤報酬とするもので、別表第1の部長、班長及び団員の区分における年額の報酬の額をそれぞれ「41,500円」、「39,000円」、「36,500円」に改め、機能別消防団員の年額報酬の額を「18,300円」とするものでございます。

別表第2では、団員の出勤報酬を1日につき災害又は警戒活動への従事の場合、4時間以上は8,000円、4時間未満は4,000円とし、市長又は高浜市消防署長の要請による訓練又は行事等への

従事は4,000円とするものでございます。

なお、附則において、この条例は令和4年4月1日から施行することといたしております。

議案第5号の説明は以上でございます。

次に、議案第6号 高浜市道路占用料条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料3ページをお願いいたします。

今回の改正は、道路に係る占用料の額を改定するもので、国の管理道路における道路占用料の額の見直しが行われ、道路法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和2年4月から施行されています。

これを受け、愛知県においても政令改正を契機に、固定資産税の評価替えに合わせ占用料の額の改正が行われ、令和4年4月1日から施行されることに伴い、これに併せて本市の道路占用料の額の改正を行うものでございます。

なお、附則において、この条例は愛知県と同様の令和4年4月1日から施行することといたしております。

議案第6号の説明は以上となります。

次に、議案第7号 高浜市企業誘致等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料3ページをお願いいたします。

本案は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正により、法令の名称が改められたことから、同法を引用する本条例について条文の整備を行うものでございます。

改正の内容は、第4条第6項第2号中、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条」を「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項」に改めるものでございます。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することといたしております。

議案第7号の説明は以上となります。

4議案とも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳沢英希） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） それでは、議案第8号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、人事院規則が一部改正をされることに伴いまして、国の規定に合わせた改正を行うものでございます。

改正の内容は、第2条及び第19条関係では、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得について、これまでの1年以上の在職要件を廃止し、緩和をいたすものでございます。

次に、第23条及び第24条でございますが、職員による育児休業の承認の請求等が円滑に行われるようにするため、新たに条文を追加いたすものでございます。

第23条では、妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等を定めており、同条第1項では、任命権者は、職員から当該職員又はその配偶者が妊娠又は出産等の申出があったとき、当該職員に対して、育児休業に関する制度等を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するため、面談等の措置を講ずることといたしております。

同条2項では、任命権者は、第1項の申出を理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないように明記をいたすものでございます。

次に、第24条では、勤務環境の整備に関する措置を定めており、任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、研修の実施や相談体制の整備等の措置を講ずることといたしております。

なお、附則において、施行期日は人事院規則に準じ令和4年4月1日といたしております。

以上、議案第8号の説明となります。

続きまして、議案第9号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止をされ、個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴い、条文の整備を行うためでございます。

改正の内容は、第2条関係、第5条関係、第6条関係の改正で、いずれの改正も引用条項を改めるものでございます。

なお、附則において、施行期日は令和4年4月1日といたしております。

以上が議案第9号の説明でございます。

続きまして、議案第10号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組規約の変更について提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年3月31日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から尾張旭市長久手市衛生組合が解散により脱退することに伴い、愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組規約の変更に係る関係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

変更の内容は、組合を組織する地方公共団体を定める別表第1及び組合議会の議員の選挙等を定める別表第2から「尾張旭市長久手市衛生組合」を削るものでございます。

なお、附則において、この一部改正規約は令和4年4月1日から施行することといたしております。

以上が議案第10号の説明でございます。

3議案とも御可決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（柳沢英希） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第11号 高浜市手話言語条例の制定について御説明申し上げます。

議案参考資料も併せて御覧ください。

本案は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域共生社会の実現に寄与することを目的として、本市における手話の理解等の促進の基本となる条例を制定するものであります。

また、この条例は、手話及びろう者に対する理解の普及を推進する決意を示すため、前文を設けています。

第1条は条例の目的、第2条は用語の定義を定めております。

第3条は基本理念を定めたもので、ろう者と市民が相互に人格と個性を尊重し合う心豊かな地域共生社会の実現や、手話でコミュニケーションを図りやすくするための環境構築及び権利の尊重などを掲げております。

第4条及び第5条は、基本理念にのっとり、市の責務や市民などの役割を定めております。

第6条は、手話に関する基本的な施策を定め、第7条では、基本施策を推進する上で必要がある場合は、ろう者や関係者との協議の場を設置し、意見を聞くと定めております。

第8条は、この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定めることとし、附則として、令和4年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（柳沢英希） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） それでは、議案第12号 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の全部改正につきまして御説明申し上げます。

別添の参考資料も併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、公の施設として高浜市やきものの里かわら美術館・図書館を設置し、美術館機能及び図書館機能を統合するために、高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例を全部改正し、高浜市やきものの里かわら美術館・図書館の設置及び管理に関する条例といたすものでございます。

第1条は設置目的を定めるもので、かわらを基本テーマとし、歴史、考古、民俗及び美術工芸に関する資料及び郷土に関する資料を収集し、保管し、展示して一般の利用に供し、あわせて市民の豊かな知性や感性を育む多彩な学習活動を援助し、かつ市民交流の促進を図り、文化の創造及び発展に資することを目的として設置するものとしております。

第2条は名称及び位置について規定し、第1項において、本館及び図書、逐次刊行物、視聴覚資料等の貸出しその他業務を行う拠点であるサービスポイントにより構成するものとしたしております。

第2項においては、本館の名称を「高浜市やきものの里かわら美術館・図書館」とし、サービスポイントの3拠点の名称をそれぞれ「高浜市いきいき広場図書・情報スペース」、「高浜市立吉浜公民館図書室」、「高浜市高取ふれあいプラザ図書室」といたしております。

また、第3項では、附属施設として、美術資料等及び図書等の収蔵庫を置くこととしたしております。

第3条は、美術館・図書館で行う事業について規定するもので、美術資料等の収集、保存及び展示に関する事、図書等の収集、整理、保存及び利用に関する事、時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供に関する事、美術資料等及び図書等に関する専門的、技術的な調査研究を行う事、学校、市民団体、社会教育施設等と協力し、その活動を援助する事、講演会、講座、読書会、鑑賞会、研究会等を主催し、及びその開催を援助する事、他の美術館及び図書館と緊密に連絡し、及び協力し、刊行物及び情報の交換、美術資料等及び図書等の相互貸借等を行う事、ホール、スタジオ等を設置して、利用に供し、又は映画、音楽、舞踊、演劇等の芸術文化活動の振興に必要な事業を行う事としております。

第4条では、本館の企画展示の観覧料について定め、第5条から第7条及び第9条において、本館の講義室等の利用について、その利用の許可、利用の制限、使用料及び手数料、許可の取消しについて定めております。

第8条、第9条では、本館及びサービスポイントの利用について、利用者の義務、利用の中止命令について定めております。

第12条では、美術館・図書館の円滑な運営を図るため、高浜市やきものの里かわら美術館・図書館運営審議会を置くこととし、教育委員会の諮問に応じて、美術館・図書館の運営に関する事、芸術文化活動の振興に関する事について調査審議することとしたしております。

第14条では、美術館・図書館の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者に美術館・図書館及び収蔵庫の管理を行わせることができることとし、第15条から第17条において、指定管理者が行う業務の範囲、管理の基準、利用料金について定めております。

なお、附則におきまして、第1項では、この条例の施行日を令和5年4月1日からといたし、第2項では、高浜市立図書館の設置及び管理に関する条例及び高浜市立郷土資料館の設置及び管理に関する条例を廃止することとしたしております。

また、第3項では、改正前の条例の規定により、講義室等の利用の許可を受けた者についての経過措置を規定し、第4項では、高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、第5項では、高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について規定いたして

おります。

以上で議案第12号についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（柳沢英希） 日程第8 議案第13号から議案第18号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第13号 令和3年度一般会計補正予算（第12回）につきまして提案理由を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,373万3,000円を減額し、補正後の予算総額を183億4,751万2,000円といたすものであります。

10ページをお願いいたします。

繰越明許費は2件で、いずれも年度内の完了が見込めないことから、令和4年度に繰り越すものであります。

11ページをお願いいたします。

債務負担行為補正は、全ての事項について契約金額の確定等により、限度額を変更いたすものであります。

12ページをお願いいたします。

地方債補正は、事業費の確定及び税込等の決算見込み等により、限度額を増減いたすものであります。

48ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款1項市民税、6款法人事業税交付金は、決算見込みに伴い増額いたすものであります。

50ページをお願いいたします。

9款4項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、固定資産税及び都市計画税の減収額を補填する交付金を新たに計上いたすものであります。

14款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、充当事業の確定により増額いたすもので、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、住民記録システム修正業務に対する補助金を増額いたすものであります。

2目民生費国庫補助金は、保育士・教諭等の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提に、収入を3%程度、9,000円引き上げる措置を実施することにより交付される

保育士等処遇改善臨時特例交付金を新たに計上いたす等のものであります。

52ページをお願いいたします。

5目教育費国庫補助金は、高浜中学校トイレ改修工事等に対する補助金について、当初の見込額を上回る額の交付決定があったことに伴い、学校施設環境改善交付金を増額いたす等のものであります。

15款1項1目民生費県負担金の国民健康保険基盤安定負担金は、交付額の確定により増額いたすもので、15款2項1目総務費県補助金は、避難所機能向上事業において南海トラフ地震等対策事業補助金が追加交付されたことに伴い、増額いたすものであります。

54ページをお願いいたします。

16款2項1目不動産売払収入の普通財産売払収入は、決算見込みに伴い増額いたすものであります。

17款1項1目一般寄附金は、日本スポーツウエルネス吹矢協会高浜大鷲支部様から御寄附いただいたもので、2目総務費寄附金は、市制施行50周年記念事業基金指定寄附金として、株式会社青木堂様、トヨタ車体精工株式会社様及び匿名の方から御寄附いただいたもので、職員研修基金指定寄附金は、都築伝七様及び匿名の方から御寄附いただいたものであります。

18款1項1目基金繰入金は、今回の補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金を、56ページをお願いいたしまして、充当事業の額の確定等により公共施設等整備基金からの繰入金をそれぞれ減額するほか、ポートルースチケットショップ高浜環境整備協力金の決算額の確定により、教育振興・子育て支援基金繰入金を増額いたす等のものであります。

64ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費の3. 戸籍住民基本台帳事務事業になりますが、住民記録システム修正業務委託料は、転出、転入手続の時間短縮化やワンストップ化のために、マイナポータルからオンラインで転出届、転入予約ができるようにシステム改修を行うための費用を計上いたすものであります。

68ページをお願いいたします。

2款8項1目基金費は、職員研修基金積立金及び市制施行50周年記念事業基金積立金は、指定寄附金を積み立てるもので、都市計画事業基金積立金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金のうち、都市計画税分を積み立てるものであります。

3款1項5目高齢者在宅・施設介護費は、被措置者数の減などに伴い、老人保護措置費を減額いたすもので、15目国民健康保険事業費は、決算見込みに伴い、国民健康保険基盤安定繰出金等を増額いたすものであります。

70ページをお願いいたします。

3款2項2目保育サービス費、3. 保育園管理運営事業の民間保育所運営費補助金は、民間保育所に従事する保育士の減に伴い、減額いたすものであります。

その下の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金、4. 小規模保育事業及び5. 家庭的保育推進事業の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金、73ページをお願いしまして、10. 放課後児童健全育成事業の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金は、保育士、教諭等の処遇改善のため、補助金を新たに計上いたすものであります。

4款1項2目保健・予防費は、総合健診の受診者数の増加に伴い、健康診査委託料を増額いたすものであります。

80ページをお願いいたします。

9款1項1目消防費の5. 広域消防事業は、衣浦東部広域連合分担金の額の確定に伴い、減額いたすものであります。

82ページをお願いいたします。

10款2項1目学校管理費の1. 小学校維持管理事業は、プール事業の中止等に伴い、光熱水費を減額いたす等のものであります。

86ページをお願いいたします。

10款4項1目幼児教育費の8. 子育てのための施設等利用給付事業は、当初の見込みよりも対象者数が少なかったこと等により、私立幼稚園授業料等軽減給付費を減額いたすものであります。

90ページをお願いいたします。

10款6項2目生涯スポーツ費は、高浜シティマラソンの中止に伴い、スポーツ施設指定管理料を減額する等のものであります。

そのほか、全体を通じまして、事業費の確定等により、委託料、工事請負費等の事業費を、新型コロナウイルス感染症の影響により、旅費、負担金等の事業費をそれぞれ減額いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（柳沢英希） 市民部長。

○市民部長（磯村和志） それでは、議案第14号 令和3年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の17ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,591万3,000円を追加し、補正後の予算総額を34億3,022万6,000円といたすものであります。

110ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

1款国民健康保険税は、被保険者世帯数及び所得が減少したことにより、減額いたすものであ

ります。

2 款県支出金は、主に療養給付費の増加に伴う交付金の増額及び県繰入金が確定したことにより、増額いたすものであります。

4 款繰入金は、一般会計繰入金の繰入基準に基づく繰入額の確定により、増額いたすものであります。

6 款諸収入は、主に延滞金の増加により、増額いたすものであります。

112ページをお願いいたします。

7 款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症の影響によるコロナ減免対応分を補助金として受け入れることにより、増額いたすものであります。

114ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1 款総務費は、主に委託業務の執行残により減額いたすものであります。

2 款保険給付費は、療養給付費の増加により増額いたすものであります。

4 款保健事業費は、委託業務の執行残により減額いたすものであります。

5 款基金積立金は、今回の補正に伴う財源調整により減額いたすものであります。

7 款諸支出金は、主に新型コロナウイルス感染症の影響によるコロナ減免対応分について、過年度返還金が発生したことにより、増額いたすものであります。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（柳沢英希） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第15号 令和3年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書23ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,048万1,000円を減額し、補正後の予算総額を5,583万円とするものでございます。

説明書の122ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1 款 2 項 1 目不動産売払収入3,125万4,000円の減額は、当初売却処分予定の代替地等の売却収入の減によるものでございます。

124ページをお願いいたします。

歳出は、1 款 1 項 1 目土地取得費、16節の公有財産購入費3,053万5,000円の減額は、予定をいたしておりました代替地の取得が見込めなくなったことによるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（柳沢英希） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第16号 令和3年度高浜市介護保険特別会計補正予算

(第4回)について御説明申し上げます。

補正予算書29ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ206万円を減額し、補正後の予算総額を29億5,698万4,000円とするとともに、介護サービス事業勘定で歳入歳出の総額に変更はなく、32ページの第2表 歳入歳出予算補正の総括表のとおり、補正額は0円となっております。

補正予算説明書134ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、3款2項3目地域支援事業交付金、5款3項県補助金、7款1項1目一般会計繰入金は、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響により、介護相談員の活動ができなかったことから、減額をいたすものであります。

136ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1款3項介護認定審査会費及び4項趣旨普及費は、実績見込みにより減額いたしております。

4款3項2目任意事業費の介護相談員派遣等事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護相談員の活動回数が減少したことから、減額いたすものであります。

144ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳入でございますが、1款1項1目介護予防給付手数料は、介護予防サービス計画手数料及び介護予防プラン作成手数料増額に伴い、職員給与費等繰入金を減額いたしております。

説明は以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

○議長（柳沢英希） 市民部長。

○市民部長（磯村和志） それでは、議案第17号 令和3年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の35ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ357万円を減額し、補正後の予算総額を5億5,387万8,000円といたすものであります。

152ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

1款1項後期高齢者医療保険料は、収入実績見込みに基づき、1目特別徴収保険料を減額し、2目普通徴収保険料を増額いたすものであります。

3款繰入金は、一般会計繰入金の繰入基準に基づく繰入額の確定により、減額いたすものであります。

154ページをお願いいたします。

続きまして、歳出について申し上げます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入の実績見込みにより保険料負担金を減額するほか、保険基盤安定負担金の確定により減額いたすものであります。

説明は以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（柳沢英希） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第18号 令和3年度高浜市下水道事業会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

下水道事業会計補正予算書（第2回）の3ページをお願いいたします。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

7ページの実施計画を御覧ください。

収入は、第1項営業収益のうち、2目雨水処理負担金310万3,000円は、経費の決算見込みにより減額し、7目その他営業収益2万円は、工務店指定手数料の見込みにより減額するものでございます。

第2項営業外収益の2目他会計補助金は1,326万7,000円を減額し、5目引当金戻入益は1万9,000円増額し、7目資本費繰入収益は17万円増額し、9目雑収益は、消費税及び地方消費税還付加算金の額の確定により3万3,000円を増額し、第1款下水道事業収益を9億6,750万円とするものでございます。

支出は、第1項営業費用、1目管渠費につきましては、主に委託料の確定見込みにより254万5,000円減額し、5目総係費は、主に委託料の確定見込みにより416万8,000円減額し、7目資産減耗費は、マンホールポンプ更新に係る除却により18万円を増額し、第1款下水道事業費用9億1,758万5,000円とするものでございます。

3ページにお戻りいただきまして、第3条は、資本的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

8ページをお願いいたします。

第1款資本的収入のうち、第2項他会計出資金については1,309万7,000円増額し、第7項負担金の受益者負担金は、一括納付の件数増加などにより687万円を増額するものでございます。

次に、第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、1目管路建設改良費は、主に工事請負費の確定見込みにより1億7,753万9,000円減額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（柳沢英希） 暫時休憩いたします。再開は13時。

午前11時49分休憩

午後1時00分再開

○議長（柳沢英希） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第19号から議案第26号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第19号 令和4年度一般会計予算につきまして提案理由を申し上げます。

予算書の5ページをお願いいたします。

一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ161億8,700万円と定めるものであります。

10ページをお願いいたします。

債務負担行為は、6つの事項について定めるもので、証明書コンビニ交付システム借上料、高取小学校仮設校舎賃借料が主なものであります。

11ページをお願いいたします。

地方債は、ケアハウス改修事業をはじめ10事業について、合わせて1億8,540万円を計上いたすものであります。

49ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款市税は85億2,786万円で、前年度比4億2,046万6,000円の増を見込んでおります。

54ページをお願いいたします。

1 款市税の1 項1 目個人市民税は28億4,389万3,000円で、前年度比2億964万1,000円の増、2 目法人市民税は4億7,738万4,000円で、前年度比1億8,655万8,000円の増。2 項1 目固定資産税は39億3,214万3,000円を見込んでおります。

56ページをお願いいたします。

3 項軽自動車税は1億3,061万3,000円、4 項市たばこ税は3億2,104万8,000円を見込んでおります。

58ページをお願いいたします。

5 項都市計画税は7億7,921万7,000円を見込んでおります。

60ページをお願いいたします。

6 款1 項法人事業税交付金は1億1,000万円。

7 款1 項地方消費税交付金は11億300万円を見込んでおります。

62ページをお願いいたします。

9 款1 項地方特例交付金は9,200万円。2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は164万円を見込んでおります。

10 款1 項地方交付税は特別交付税として7,900万円を見込み、普通交付税は不交付を見込んで

おります。

12款1項負担金は8,716万6,000円を見込んでおります。

64ページをお願いいたします。

13款1項使用料は7,514万9,000円を見込んでおります。

66ページをお願いいたします。

13款2項手数料は5,923万1,000円を見込んでおります。

14款1項国庫負担金は、68ページ上段の計欄のとおり22億8,683万7,000円を見込んでおります。主なものは、67ページ下段にお戻りをいただきまして、障害者自立支援給付費負担金3億9,227万9,000円、児童手当負担金6億5,458万。69ページをお願いいたしまして、上段の子どものための教育・保育給付費負担金5億8,903万4,000円などであります。

68ページの14款2項国庫補助金は70ページをお願いいたしまして、上段の計欄のとおり3億1,797万6,000円を見込んでおります。主なものは、69ページにお戻りをいただきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,926万7,000円などであります。

72ページをお願いいたします。

15款1項県負担金になりますが、上段の計欄のとおり8億4,592万円を見込んでおります。主なものは、71ページ下段にお戻りをいただきまして、障害者自立支援給付費負担金1億9,613万9,000円、児童手当負担金1億4,573万3,000円。73ページをお願いいたしまして、上段の施設型教育・保育給付費等負担金2億5,548万9,000円などであります。

78ページをお願いいたします。

17款1項寄附金は、主なものとして、ふるさと応援寄附金1億2,000万円を見込んでおります。

80ページをお願いいたします。

18款1項基金繰入金は9億1,306万9,000円を見込んでおります。基金繰入金の主なものは、81ページ上段の1. 財政調整基金繰入金7億8,694万9,000円、6. 公共施設等整備基金繰入金5,490万円、7. 教育振興・子育て支援基金繰入金6,720万円であります。

87ページをお願いいたします。

20款諸収入になります。上段のポートルースチケットショップ高浜環境整備協力金は6,720万円を見込んでおります。

86ページの21款市債は1億8,540万円で、主なものは、87ページの道路整備事業、排水ポンプ場整備事業などあります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

105ページをお願いいたします。

2款総務費について申し上げます。1項12目企画費になります。6. 公共施設総合管理計画推進事業では、委託料に公共施設総合管理計画改定業務委託料を計上し、公共施設総合管理計画の

改定版を策定してまいります。8. ふるさと応援事業では、107ページをお願いいたしまして、補助金に令和3年度に引き続きがんばる事業者応援事業費補助金を計上し、長引く新型コロナウイルス感染症に対する事業者支援として継続実施してまいります。

1項14目電算管理費の1. 総合住民情報管理事業では、109ページをお願いしまして、委託料に行政手続オンライン化対応業務委託料を計上し、子育て関係、介護関係、転入転出関係について、マイナンバーカードを用いたオンライン手続が可能となるよう申請管理システムの導入及び基幹システムの改修を行ってまいります。

151ページをお願いいたします。

3款民生費について申し上げます。2項2目保育サービス費の3. 保育園管理運営事業となります。総合保育システム使用料、庁用器具費などを計上し、総合保育システムを導入することにより、円滑なコミュニケーションによる保護者負担の軽減及び保育士の事務効率化を図ってまいります。

153ページをお願いします。

4. 小規模保育事業では、扶助費の地域型保育給付費に家庭的保育事業を小規模保育事業に移行するなどの経費を計上し、さらなる待機児童対策を図ってまいります。

157ページをお願いします。

2項3目家庭支援費の7. みどり学園運営事業になります。高取小学校の長寿命化改良工事に伴うみどり学園のいちごプラザ敷地への移転により、工事請負費としてみどり学園改修工事費を計上し、みどり学園の機能維持を図ってまいります。

161ページをお願いします。

15. 子育て家族支援ネットワーク事業になります。この事業においても、工事請負費にみどり学園の移転に伴ういちごプラザ改修工事費を計上し、いちごプラザの機能維持を図ってまいります。

165ページをお願いします。

4款衛生費について申し上げます。1項1目保健衛生総務費の4. 新型コロナウイルス感染症対策推進事業では、委託料に個別接種業務委託料などを計上し、市民への円滑な追加接種を実施してまいります。

185ページをお願いします。

7款商工費について申し上げます。1項2目商工業振興費になります。14. 後期高齢者買い物支援事業では、補助金にタクシー料金助成補助金を計上し、後期高齢者の移動手段の確保及び新型コロナウイルス感染拡大により売上の落ち込んだ市内商店の消費喚起を図ってまいります。

189ページをお願いします。

8款土木費について申し上げます。2項1目生活道路新設改良費の1. 道水路維持管理事業に

なります。委託料に路面下空洞調査業務委託料を計上し、市が管理している幹線道路の調査及び危険度の判定や発生原因の推定等を行うことにより、道路陥没の未然防止に努めてまいります。

211ページをお願いいたします。

10款教育費について申し上げます。2項1目学校管理費の1. 小学校維持管理事業になります。工事請負費に吉浜小学校緊急連絡装置整備工事費を計上し、緊急時に子供たちの安全を守るための設備を整えてまいります。

221ページをお願いいたします。4項1目幼児教育費の3. 幼稚園維持管理事業になります。委託料に高取幼稚園解体工事実施設計業務委託料を計上し、旧高取幼稚園の園舎を取り壊して更地にする準備を進めてまいります。また、吉浜幼稚園長寿命化改修工事実施設計業務委託料を計上し、長寿命化改修工事を行うための準備を進めてまいります。

225ページをお願いいたします。

5項2目生涯学習機会提供費になります。12. 図書館管理運営事業では、工事請負費に図書館機能移転先改修工事費を計上し、かわら美術館といきいき広場が持つ機能と融合した図書館事業を行ってまいります。

最後に、234ページをお願いします。

12款1項公債費は、元金は前年度比2億1,073万7,000円の増の9億3,727万2,000円、利子は前年度比942万6,000円減の4,562万4,000円、合わせて9億8,289万6,000円を計上いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（柳沢英希） 市民部長。

○市民部長（磯村和志） それでは、議案第20号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の15ページをお願いいたします。

予算総額は歳入歳出それぞれ34億1,511万1,000円と定めるもので、前年度比1億3,756万8,000円の増といたすものであります。

それでは、274ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

1款国民健康保険税は全体で7億9,349万4,000円とし、内訳といたしまして、1項1目一般被保険者国民健康保険税では、1節医療給付費分現年課税分から276ページの6節介護納付金分滞納繰越分まで合わせて7億9,258万5,000円を、2目退職被保険者等国民健康保険税につきましても1節から6節まで合わせて90万9,000円をそれぞれ見込んでおります。

2款県支出金は全体で22億4,541万4,000円とし、前年度比1億3,162万円の増を見込んでおります。

4款繰入金は全体で3億5,797万9,000円とし、1項1目一般会計繰入金につきましては、保険

基盤安定制度及び職員給与費等の繰入基準に従って一般会計から繰入れを行うとともに、福祉医療波及分及び納付金補填分の繰入れをいたすものであります。

続きまして、282ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1 款総務費は全体で7,039万8,000円とし、職員7人分の人件費のほか、国保事業の運営や国保税の賦課等に係る経費を計上いたしております。

284ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、令和3年度の実績見込みに基づき、全体で22億1,571万円とし、主な内訳といたしましては、1 項1 目一般被保険者療養給付費を19億4,449万8,000円、3 目一般被保険者療養費を1,602万円、2 項1 目一般被保険者高額療養費を2 億3,241万6,000円、286ページをお願いし、4 項1 目出産育児一時金及び5 項1 目葬祭費は年間交付件数を見込み計上いたしております。

288ページをお願いいたします。

3 款国民健康保険事業費納付金は、県が医療費や所得水準により算定を行った本市分の納付金の確定額として、全体で10億6,804万7,000円を計上いたしております。

4 款保険事業費は4,739万2,000円を計上しており、主な事業として、特定健康診査等事業、290ページをお願いし、診療報酬明細書点検事業、健康診査費用助成事業及びデータヘルス計画に伴う国保ヘルスアップ事業を実施してまいります。

292ページをお願いいたします。

7 款諸支出金は、前年度に係る過誤納保険税還付金等といたしまして335万8,000円を見込んでおります。

説明は以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（柳沢英希） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第21号 令和4年度高浜市土地取得費特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書21ページをお願いいたします。

令和4年度予算総額は、歳入歳出それぞれ3,646万円とするもので、前年度対比122万3,000円の増額となっております。

説明書の310ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1 款1 項1 目基金運用収入及び2 目財産貸付収入は、それぞれ所有地の貸付けにより132万9,000円を見込み計上いたしております。2 項1 目不動産売払収入の3,485万円は、土地取得費特別会計所有地の425平方メートルの処分を見込んで計上いたしております。

312ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目土地取得費の主なものは、12節委託料142万8,000円は、代替予定地等の用地測量業務委託料及び保有する土地の草刈業務委託料を計上いたしております。16節公有財産購入費3,432万円は、土地売却処分に伴い代替予定用地の取得400平方メートルを見込んで計上いたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（柳沢英希） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第22号 令和4年度公共駐車場事業特別会計予算につきまして提案理由を申し上げます。

予算書の27ページをお願いいたします。

予算総額は、歳入歳出それぞれ3,028万円と定めるものであります。

予算説明書の320ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項使用料は、三高駅西駐車場の使用料として前年度比173万円減の2,998万4,000円を見込んでおります。

322ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1款1項駐車場費は、前年度比498万7,000円増の2,828万円を見込んでおります。

323ページの説明欄をお願いいたします。

1. 公共駐車場管理事業の委託料において、株式会社日本メカトロニクスに対する三高駅西駐車場指定管理料として1,671万5,000円を、使用料及び賃借料において、名古屋鉄道株式会社に対する駐車場敷地借地料として534万円などを計上いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（柳沢英希） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第23号 令和4年度高浜市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の33ページをお願いいたします。

保険事業勘定における予算総額は、歳入歳出それぞれ28億9,833万8,000円と定めるもので、前年度対比3.4%、4,408万8,000円の増といたしております。

また、介護サービス事業勘定における予算総額については、歳入歳出それぞれ6,255万2,000円と定めるもので、前年度対比1.9%、117万円の増といたしております。

予算説明書334ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、1款保険料は、前年度対比1.8%増の6億7,637万円を見込んでおります。

338ページをお願いいたします。

2 款使用料及び手数料は、一般介護予防事業における使用料が主なものであります。

3 款国庫支出金は、前年度対比3.4%増の6億913万2,000円で、介護給付費負担金、340ページの調整交付金、地域支援事業交付金などを、4 款支払基金交付金では7億5,486万3,000円を、5 款県支出金では4億474万7,000円を保険給付費や事業費に対する割合に応じてそれぞれ計上いたしております。

342ページをお願いいたします。

7 款繰入金は、前年度対比5.1%増の4億5,124万1,000円を計上いたしております。

346ページをお願いいたします。

9 款3 項雑入は100万8,000円で、介護用品等給付費本人負担金や宅老所送迎利用者実費収入が主なものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

348ページをお願いいたします。

1 款総務費は、前年度対比4.4%増の6,136万7,000円で、職員5人分の人件費のほか、被保険者証などの作成、賦課徴収、介護認定審査会、介護認定調査及び介護保険審議会などに係る経費をそれぞれ計上いたしております。

352ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、前年度対比3.7%増の27億737万3,000円で、1 項介護サービス等諸費では、居宅介護、地域密着型介護、施設介護などのサービス給付費として25億1,270万7,000円を計上いたしております。

354ページをお願いいたします。

2 款2 項介護予防サービス等諸費では、要支援の方に対する介護予防や地域密着型介護予防などのサービス給付費を、3 項では高額介護サービス費を、4 項では高額医療合算介護サービス等をそれぞれ計上いたしております。

356ページをお願いいたします。

2 款6 項特定入所者介護サービス費は、低所得の方が介護保険施設に入所した際、負担限度額を超える食費と居住費について補足的な給付を行うものであります。

3 款保健福祉事業費は、前年度対比5.4%増の557万9,000円で、介護用品等の給付や住宅改修に係る補助金、いわゆる横出しサービスとしてかかる経費の23%分を計上いたしております。

4 款地域支援事業費は、前年度対比3.6%減の1億2,218万5,000円で、1 項介護予防事業費では、介護予防・生活支援サービス事業費として、訪問型サービスや通所型サービス、介護予防ケアマネジメントに係る経費をそれぞれ計上いたしております。

358ページをお願いいたします。

4 款2 項一般介護予防事業費では、指定管理料などのほか生涯現役のまちづくり事業に関する

経費を計上いたしております。

360ページをお願いいたします。

4款3項包括的支援事業・任意事業費では、地域包括支援センター運営事業、権利擁護事業などのほか、362ページの在宅医療・介護連携推進事業では、在宅医療・介護連携推進事業業務委託料を計上し、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に取り組んでまいります。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明申し上げます。

386ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳入でございますが、1款使用料及び手数料は、前年度対比8.2%増の946万2,000円で、介護予防サービス計画手数料及び総合事業手数料が主なものであります。

2款繰入金は、職員給与費等繰入金として5,307万3,000円を一般会計から繰入れるものであります。

388ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1款1項介護予防支援事業費は、介護予防サービス計画の作成などに係る職員8人分の人件費など6,255万2,000円を計上いたしております。

説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（柳沢英希） 市民部長。

○市民部長（磯村和志） それでは、議案第24号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の41ページをお願いいたします。

予算総額は、歳入歳出それぞれ5億5,406万円と定めるもので、前年度比108万2,000円の増といたすものであります。

それでは、404ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は、前年度比337万6,000円減の4億4,347万9,000円を見込み、特別徴収に係る保険料として全体の48.4%、2億1,458万2,000円を、普通徴収に係る保険料として全体の51.6%、2億2,889万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

3款繰入金は、前年度比445万8,000円増の1億451万4,000円を見込み、職員給与費等の繰入金として2,642万1,000円、保険料の軽減実施に伴う減収分を補うための保険基盤安定繰入金として7,809万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、408ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1款総務費は全体で2,642万5,000円とし、人件費のほか後期高齢者医療推進事業及び保険料徴

収事業に伴う事務的経費を計上いたしております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は 5 億 2,158 万 5,000 円とし、保険料として 4 億 4,349 万 2,000 円、保険基盤安定制度負担金として 7,809 万 3,000 円を計上いたしております。

説明は以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（柳沢英希） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第 25 号 令和 4 年度高浜市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道事業会計予算書及び説明書の 3 ページをお願いいたします。

第 2 条の業務の予定量は、給水栓数 2 万 1,170 栓を見込み、年間総給水量は過年度の実績及び本年度の給水状況等を考慮し、520 万 3,000 立方メートルを予定いたしております。1 日平均給水量 1 万 4,255 立方メートルは、年間総給水量を 365 日で除して算出した水量でございます。主要な建設改良事業は、配水管網等布設整備工事として 2,750 万円、水道施設近代化工事として 3 億 439 万 7,000 円をそれぞれ予定し、施設整備を進めてまいります。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額は、第 1 款水道事業収益は、9 億 1,479 万 7,000 円を見込み、水道事業費用では第 1 項営業費用で県水受水費を含む配水及び給水費、総係費、固定資産減価償却費等 8 億 1,554 万円、第 2 項営業外費用で支払利息等 3,081 万 5,000 円、第 4 項で予備費を 300 万円として 8 億 4,935 万 5,000 円を予定いたしております。

第 4 条の資本的収入及び支出の予定額は、下水道工事に伴う配水管移設工事及び配水管布設替工事を計画的に進めるとともに、老朽化した配水場の県水受電盤及び無停電電源装置更新工事を実施するための建設改良費として 3 億 4,918 万 2,000 円、企業債償還金を 5,807 万 9,000 円とし、資本的支出額を 4 億 726 万 1,000 円予定し、これら事業の財源として企業債及び負担金で資本的収入額を 1 億 1,144 万 4,000 円と見込み、資本的収入額が資本的支出額に対して不足をします額 2 億 9,581 万 7,000 円につきましては、減債積立金 5,807 万 9,000 円及び建設改良積立金 4,000 万円を取崩し、残りを損益勘定留保資金等の内部資金で補填することといたしております。

4 ページをお願いいたします。

第 5 条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額でございまして、配水管布設替工事実施設計業務委託料 1,500 万円については、限度額を定めるものでございます。

第 6 条は、起債の目的、限度額等について定めるもので、水道施設整備事業に対して 2,000 万円の起債を予定するものでございます。

第 7 条から第 10 条までは、一時借入金の限度額並びに予算の流用等について一般的事項を定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第 26 号 令和 4 年度高浜市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

下水道事業会計予算書及び説明書の3ページをお願いいたします。

第2条の業務の予定量は、水洗化人口2万6,100人、年間総処理水量は290万1,904立方メートル、1日平均処理水量7,950立方メートルは、年間総処理水量を365日で除して算出した水量でございます。

主要な建設改良事業は、管渠築造工事費として8億8,543万6,000円を予定し、施設整備を進めてまいります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、第1款下水道事業収益10億2,040万5,000円を見込み、下水道事業費用では、第1項営業費用で維持管理費を含む管渠費、流域下水道維持管理負担金計画等作成業務委託等8億7,831万円、第2項営業外費用で支払利息等1億448万円、第4項予備費で予備費100万円としており、9億8,379万円を予定いたしております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、令和5年度以降施工予定区域の実施設計、浜第2処理分区、港第1処理分区、上畑第1処理分区、中部第2処理分区、柴林排水区、大坪排水区の管渠築造工事、水道管、ガス管の移転補償費、矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区建設事業負担金等12億731万1,000円、企業債償還金5億1,813万4,000円を予定し、これら事業の財源として、企業債、出資金、補助金、負担金で資本的収入額を14億1,234万1,000円と見込み、資本的収入額が資本的支出額に対して不足をします額3億1,310万4,000円つきましても、損益勘定留保資金等の内部資金で補填することといたしております。

4ページをお願いいたします。

第5条は、起債の目的、限度額等について定めるもので、下水道施設整備事業に対して8億2,770万円の起債を予定するものでございます。

第6条から第9条までは、一時借入金の限度額並びに予算の流用等について一般的事項を定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（柳沢英希） 日程第10 報告第1号及び報告第2号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、報告説明を求めます。

都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、報告第1号 令和4年度高浜市土地開発公社の経営状況について、その概要を御報告申し上げます。

高浜市土地開発公社の令和4年度事業計画及び予算書の2ページをお願いいたします。

令和4年度に実施しようとする事業といたしましては、市道港線関連の拡幅事業に関する用地取得を3か所、それと平成30年度に取得した市道港線関連の拡幅事業に関する用地1か所の処分

を予定しております。新たに323平方メートルの用地を取得し、193平方メートルの用地を処分する計画としております。

次に、予算でございます。

4ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出のうち、収入、第1款事業収益は5,779万8,000円。内訳としましては、公有地取得事業収益と附帯等事業収益でありまして、公有地取得事業収益は公社所有地の処分に伴う売却収益、附帯等事業収益は不動産貸付等の収入でございます。

次に、第2款事業外収益は2,000円。内訳としましては、受取利息と雑収益でありまして、受取利息は定期預金及び普通預金の受取利息、雑収益は電柱の占用料でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

支出であります。第1款事業原価5,701万3,000円は、公社所有地の処分に伴う売却原価と不動産の貸付けに伴う公租公課の支出でございます。

第2款販売費及び一般管理費73万6,000円は、役員報酬、有料駐車場の修繕費及び法人市県民税が主な支出でございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出のうち、収入、第1款資本的収入は1億5,276万1,000円。内訳としましては、借入金と造成事業費用振替収入でありまして、新たな用地取得に伴う費用や保有地の維持管理などに伴う費用の支出に対する借入金と公社所有地の処分別を収益的から資本的に振り替える造成事業費用振替収入でございます。

支出といたしましては、第1款資本的支出は1億5,276万1,000円。内訳としては、公有地取得事業費と償還金であり、新たな用地取得に伴う費用や保有地の維持管理などに伴う費用を支出する公有地取得事業費と公有地の処分に伴う借入金の償還金でございます。

次に、第5条、借入金でございますが、用地取得造成事業資金に充てるため、15億円を限度として市内に営業所を持つ金融機関及び高浜市から借り入れることとし、利率につきましては借入先と協議して定め、用地売却代金を収納した都度、償還するものとしております。

次に、9ページをお願いいたします。

資金計画でございますが、当年度の受入資金は、事業収益、事業外収益、借入金及び繰越金で1億9,535万9,000円を予定しており、支払資金は、附帯等事業原価、販売費及び一般管理費、予備費、公有地取得事業費及び償還金で1億5,429万8,000円を予定しております。

次に、10ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。

1. 事業収益と2. 事業原価の差78万5,000円が事業総利益となっており、その事業総利益から3. 販売費及び一般管理費73万6,000円を差し引いた4万9,000円が事業利益となっております。また、その事業利益に4. 事業外収益の2,000円を加算し、5. 予備費の1,000円を差し引いた5

万円が経常利益及び当期純利益となっております。

次に、11ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。

まず、資産の部であります。1. 流動資産と2. 固定資産の合計5億2,676万円が資産合計となり、負債の部としましては、1の固定負債4億2,318万9,000円が負債合計となっております。

資本の部としましては、1. 資本金と2. 準備金の合計1億357万1,000円が資本合計となっており、負債資本合計は、資産合計と同額の5億2,676万円でございます。

以上で、令和4年度高浜市土地開発公社の経営状況についての御報告とさせていただきます。

○議長（柳沢英希） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、報告第2号 令和4年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について御報告申し上げます。

事業計画書及び収支予算書の2ページ、事業計画総括表をお願いいたします。

令和4年度の受託事業は、1. 公共施設維持管理事業から10. 観光サービス事業まで40事業の実施を予定し、会社独自の自主事業は、11. 物販・リース事業の4事業に取り組むことといたしております。

各事業の詳細につきましては、4ページから16ページまでの事業計画明細書のとおりであります。

18ページをお願いいたします。

収支予算書について申し上げます。

初めに、収入は、1款営業収入6億4,132万円と2款営業外収入を合わせまして6億4,353万4,000円を予定いたしております。

次に、支出は、1款営業費用は5億9,675万9,000円で、これに2款営業外費用、3款法人税等、4款消費税及び地方消費税を合わせまして6億4,167万4,000円を予定いたしております。

収入との差引で186万円の黒字を見込んでおります。

19ページの貸借対照表をお願いいたします。

資産の部は、流動資産は、現金・予算、未収入金などの3億807万5,000円、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産など613万2,000円、資産合計は3億1,420万7,000円を見込んでおります。

負債の部は、流動負債は、買掛金から賞与引当金まで6,587万8,000円、固定負債は0円、負債合計は6,587万8,000円を見込んでおります。

純資産の部は、資本金5,000万円と利益剰余金1億9,832万9,000円を合わせまして、純資産合計は2億4,832万9,000円を見込んでおります。

20ページの損益計算書をお願いいたします

売上高は5億9,212万8,000円を見込み、その内訳は22ページをお願いいたしまして、売上高明

細書のとおりであります。

20ページにお戻りをいただきまして、販売費及び一般管理費は5億4,531万7,000円を見込み、その内訳は23ページをお願いをいたしまして、販売費及び一般管理費明細書のとおりでございます。

再び20ページにお戻りをいただきまして、経常利益は270万5,000円を見込み、税引後の当期純利益は186万円を見込むものであります。

最後に、21ページの株式資本等変動計算書をお願いいたします。

利益剰余金は、利益剰余金合計欄のとおり、前期末と当期を合わせまして1億9,832万9,000円を見込むものであります。

報告は以上のとおりでございます。

○議長（柳沢英希） ただいまの報告第1号及び報告第2号は、報告事項ですので、御了承願います。

○議長（柳沢英希） 日程第11 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び高浜市議会会議規則第158条の規定により、お手元に配付してありますとおり、議員を派遣いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開を13時55分。

午後1時47分休憩

午後1時55分再開

○議長（柳沢英希） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 高浜市議会議員政治倫理条例に基づく倉田利奈議員に対する議会の措置についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、倉田利奈議員の退席を求めます。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○16番（倉田利奈） 117条によると、請求者4名も一緒に退席だと思うんですけども。

○議長（柳沢英希） すみません、議会の措置ということで、関係ないという判断をさせていただきますので、倉田利奈議員の退席を求めます。

〔「議長、15番」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 少々お待ちください。

ただいま、倉田利奈議員より動議が出ましたので、お諮りいたします。

倉田利奈議員から提出されました動議、請求議員も含めて退席をしていただくということに對しましての動議が出ましたけれども、皆様にお諮りいたします。

この動議に賛成をされる方の起立を求めます。

○16番（倉田利奈） 議長、動議。すみません、採決ではできないと思います。地方自治法にのっとってやってください。法律にのっとってやってください。採決採るものではございませんので、地方自治法どおりやってください。

○議長（柳沢英希） 暫時休憩いたします。

午後1時57分休憩

午後2時2分再開

○議長（柳沢英希） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま16番、倉田利奈議員より動議が出されましたが、この動議に賛成される方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳沢英希） 2名おられますので、すみません、ただいまの倉田利奈議員からの動議に関しまして、賛成の方が2名ありましたので、動議として成立をいたし……。

○16番（倉田利奈） 議長、動議。117条に値しないということで、今から賛成か反対か決めるのであれば、その根拠というか、どうしてそういうことになるのかお示してください。

○議長（柳沢英希） すみません、倉田利奈議員、議会運営委員会を経てこれ議会に上がっております、まず、まずそこからおかしいと思いますよ、言われていることが。

○16番（倉田利奈） よろしいですか、議長。私は……。

○議長（柳沢英希） すみません、勝手に発言をするのを謹んでください。許可しておりませんので、今。

〔発言する者あり〕

○議長（柳沢英希） 許可しておりませんので、謹んでください。

動議として成立をいたしましたと理解をさせていただきますので、よって、今の請求者であります4名の議員、荒川義孝議員、神谷直子議員、それから長谷川広昌議員、小嶋克文議員の退席を求めるかどうか、これに賛成される方、退席することに賛成をされる方、起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（柳沢英希） 起立少数でありますので、そのまま会議を継続させていただきます。

8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今、動議でって言いましたけれども、先ほど、法律では地方自治法云々と言われましたけれども、そのことに対してどう判断されているんですか。根拠をしっかりとくださいよ。

○議長（柳沢英希） 117条の規定により、倉田利奈議員の退席を求めることに対してのということですか。何についてのことを聞かれているんですか。117条の何について聞かれているんですか。

○8番（黒川美克） 117条の規定言われたでしょ。その規定に基づいて、その規定を1回読んでください。

〔発言する者あり〕

○議長（柳沢英希） すみません、暫時休憩いたします。

午後2時7分休憩

午後2時24分再開

○議長（柳沢英希） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、黒川議員から説明をということで、ちょっと説明をさせていただきます。

まず、今までの流れとしまして、まず1点目に動議が出されまして、動議としては成立をしたと。請求者である4名の議員の除斥に対して決を先ほど採りました。そうしたら起立が3名ということで起立少数ですので、これに関しては否決をされたという理解をしていただければいいと思います。

まず、117条の解釈に対しまして、条文を読みますと、朗読させていただきます。

117条ですけれども、「議長及び議員の除斥」ということで、「普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる」というものでございます。

今回の案件につきましては、議会の措置という形になりますので、そちら側から見ると、利害関係者じゃないかという見方ができるのかもしれませんが、議会にお諮りをしたところ、先ほど起立少数ということで、議会のほうでは4名の議員は利害関係に当たらないという判断をさせていただきましたので、このまま会議を再開させていただきます。

それでは、倉田利奈議員の退席を求めます。

〔「ちょっとお聞きしたいんですけれども、よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 退席をお願いいたします、まず。

〔「話聞いてから……」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 傍聴の方、お静かにお願いいたします。

〔「動議です。動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 同じ動議はできませんから、そこだけは理解してください。

○16番（倉田利奈） よろしいですか、はい。今、117条の説明がございました。政治倫理審査会の第1回ですが、117条により……、ちょっとやめてください。何か議会事務局ちょっといいですか。

○議長（柳沢英希） 議会事務局はあくまでも議長の補佐をしてくだっていますので。ましてや、今、私はあなたを指名をしていませんので。

○16番（倉田利奈） 動議です。動議を認めないということですか、じゃ。動議を認めてくれないの。

○議長（柳沢英希） だから、同じ動議をすることはまずできませんよと言っているんです。4人の議員の除斥についての動議はもうないですよということですよ。一事不再議って分かりますよね、それは。

じゃ、15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 議長は、同じ動議は出せないって先ほどから何度も言われますが、同じ動議を出しているわけではなくて、違う問題を聞こうとしているわけですから、きちんと質問に答えるべきじゃないですか。

○議長（柳沢英希） 私は、16番の倉田利奈議員には、今、退席を求めていますので、じゃ内藤とし子議員のほうからお話をさせていただいてよろしいですか。

15番、内藤とし子議員、指名しています。

○15番（内藤とし子） 政治倫理審査会では、117条で倉田議員を除斥しました。そのときに、審査請求者も4人除斥しました。政治倫理審査会で117条を基にそのような対応をされているのに、なぜこの本会議ではそれが別の解釈で該当者だけ除斥ということになるんでしょうか。

○議長（柳沢英希） じゃ、僕の考えの中でお話をさせていただきますけれども……。

○15番（内藤とし子） ちょっと待ってください。議長の考えじゃなくて、法律的に根拠を出して……。

○議長（柳沢英希） だから説明します。

あくまでも政治倫理審査会は設置されて、そこに要は審査会を設置の請求者と対象者という形ですので、そこは利害関係になると思います。今回は、あくまでも審査会を経て議会の措置という形でございますので、あくまでも対象者は倉田利奈議員という形になると考えていますけれども。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 審査委員会では、4人の方に対しても措置をされているわけですからね。

○議長（柳沢英希） はい、それは審査会ですから。

○15番（内藤とし子） でも、同じ117条でそういうふうになっているわけですから、本会議でも同じ117条で違う解釈をするというのはおかしいんじゃないですか。

○議長（柳沢英希） すみません、申し訳ないですけども、審査会と議会とまず違いますよね。今回、これ議長から申し訳ないけれども今回議会の措置ということで議題に出させていただいているものですので、そこに利害関係はないというふうに感じますけれども。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 4人の請求者が同じように議会に請求しているわけですから。

○議長（柳沢英希） それは先ほど聞きましたけれども。

○15番（内藤とし子） その措置ですから。

○議長（柳沢英希） 先ほど聞きました。僕も答えました。

○15番（内藤とし子） 審査委員会と変えるというのは、同じ117条ですね。解釈がおかしくなるんじゃないですか。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） すみません。じゃ暫時休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時35分再開

○議長（柳沢英希） 堂々巡りになっておりますので、申し訳ないですけども戻しまして、倉田利奈議員、まず退席を求めます。

〔「議長、8番」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） すみません、退席を命じます。

〔「その前に発言させてくださいよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 何の発言でしょう。

〔「恥ずかしい、この運営」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） すみません。傍聴の方、今言われた方、退席命じます。

〔「理由は」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 議場の秩序を乱したということで。

〔「乱れてますか、これ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） はい。すみません、今これ全部流れていますので。

傍聴の申し訳ないですけども、皆様方入られるときも、ちゃんとルールを読まれて入られているはず。それを理解してここにいるはず。あなた方、皆さん。

〔「ここに書いてますね」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希）　そうですね。

〔「だから、傍聴者が納得する説明をしていただきたいよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希）　いやいや、申し訳ないですけども、傍聴が納得するために僕たちは議会を開いているわけじゃありませんよ。あくまでも議会の中で決を採って進めているわけですよ。それが議会制民主主義ですよ。なので、申し訳ないですけども、議場の方でこれ以上お話をされる方がいるのであれば、本当に退席を命じますので、以後注意してください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希）　すみません、発言を許可しますけれども、ほぼ変わりはないと思いますので。

〔「いいですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希）　どうぞ。

○8番（黒川美克）　私はですね、政治倫理審査会では、倉田議員の弁明を聞いているわけじゃないですか。なぜ、今回、それに基づく案件が出てきて、何でそれを何も聞かずに退席を命ずるのか。私はきちっと弁明を聞くべきだと思います。弁明をする機会を与えてください。

○議長（柳沢英希）　すみません。申し訳ない。右から2人目、水野さん、あなた分かりますけれども、元議員の。その後ろの方、女性の方も、申し訳ないですけども退席をしてください。

〔「理由が分からない」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希）　すみません、再三注意をした中で、今拍手もされておりましたよね。

〔「だから拍手しただけです」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希）　はい、だから、それは再三注意しただけです。

〔「気をつけます。すみませんでした」「退席しろよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希）　すみません、ほかの議員さんも静粛にお願いいたします。

分かりました。じゃ今回、私、申し訳ないですけども、今退席を命じましたけれども、今回はじゃ容認しますが、その後、今後同じようなことが続くようであれば、申し訳ないですけども、支援者の皆さん、退席を命じますので、よろしいですか。

〔「支援者って何で。私なんか支援者じゃないですけど」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希）　だから勝手に発言をしないでください。だったら皆さん静かにしてください。傍聴の中で静かにしてくださいというお願いを双方してください。

申し訳ないですですけども、黒川議員のお話に関してですけども、あくまでも審査会の話と議場は別ですと先ほどからお話をしていますよね。あなたも審査会に入っていて、審査会で決まったことが議長に来て、議長が申し訳ないですけどもここに、今回議会に措置として議題として取り上げているわけです。だから別ものですよ、審査会と。それはまず理解をしてください。

それを混同させてしまうと、全く意味が分からなくなります。そうすると、結局は、審査会を開く意味がなくなるわけですので、あくまでも審査会を開くに当たっても皆さんそれぞれ決を毎回採って1つずつ1つずつ積み重ねをしてきてここに来ているわけです。それをそもそも話を元に戻して混乱させるということは、議員としてはちょっといかがかなと思いますので、あくまでも申し訳ないですけれども、今回は倉田利奈議員に対する議会の措置でございます。これは審査会から上がって来たものを議長が措置として出しているわけですので、それを理解してください。

申し訳ないですけれども、16番議員に関しましては、先ほどから退席を求めています。この求めに応じないのであれば、あくまでもこれは退席の命令になりますので、今のうちに退席をしてください。

〔「じゃ議長、すみません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 発言を求めているわけじゃありません。退席を求めているわけです。

〔16番 倉田利奈 除斥〕

○議長（柳沢英希） 会議冒頭でも申し上げましたが、10月22日に政治倫理審査会に付託しました政治倫理条例に基づく倉田利奈議員に対する審査事案について、去る1月18日に政治倫理審査会から審査結果報告書が提出され、これを受理いたしました。

政治倫理審査会の審査結果は、政治倫理基準第3条第1項第1号の違反に該当し、あわせて文書による厳重注意の措置を講ずるよう求めるとの報告がありました。また、審査結果報告書と併せて審査会からお手元に配付してあります厳重注意文書案が提出されておりますので、その案文を読み上げさせていただきます。

厳重注意。

下記の行為があり、高浜市議会議員政治倫理条例（以下、「政治倫理条例」という。）第9条第3号により、今後再びこのようなことがないように厳重注意する。

記。

令和3年9月28日付で政治倫理条例第4条第1項の規定に基づく審査請求については、同年10月22日に高浜市議会議員政治倫理審査会に付託し、令和4年1月18日付で審査結果報告書の提出を受け、政治倫理条例第3条第1項第1号の違反に該当する行為があったと認められるため。

令和4年2月28日、高浜市議会。

高浜市議会議員、倉田利奈殿。

以上であります。

ここで、ただいま除斥されております倉田利奈議員より、地方自治法第117条ただし書きの規定により会議に出席して発言したいという申し出がありました。

お諮りいたします。

本議題について除斥議員である倉田利奈議員の発言を認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議があるという発言がありましたので、起立により採決をいたします。
本議題において除斥議員である倉田利奈議員の発言を認めることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳沢英希） 起立少数でございます。よって、本議題においては、除斥議員である倉田利奈議員の発言を認めることは否決されました。

これより討論に入りますが、ただいま審議している議題は、高浜市議会議員政治倫理条例に基づく倉田利奈議員に対する議会の措置についてでありますので、議会の措置についての討論をお願いいたします。また、個人のプライバシーに関する発言や政治倫理審査会での内容についての発言など、議題の範囲を超えての討論は行わないようお願いいたします。

それでは、反対討論を求めます。

8番、黒川美克議員

〔8番 黒川美克 登壇〕

○8番（黒川美克） それでは、高浜市議会議員政治倫理条例に基づく倉田利奈議員に対する議会の措置について、反対の立場で討論をいたします。

今回、倉田議員に対し弁明する機会を与えないということですが、審査会はほとんど非公開で行われ、また条例上、必要な政治倫理基準に違反する事実を証する資料、いわゆる証拠資料も公開されていないことから、審査会委員以外の議員は判断するものがないと思います。

そもそも、今回の審査請求は、審査請求書に事実を証明する証拠が添付されていないにもかかわらず、議長がこの請求書を受理したこと、そして審査会を設置したことに誤りがあると思います。審査請求書を提出する際は、条例に基づき先ほどから申し上げている証拠となる文書を提出しなければなりません。しかし、今回提出された証拠とされる時系列メモは、単なるメモにすぎず、また誰が、いつ書いた文書なのか、作成責任者が明確ではありません。単なる経過を記したものにすぎません。しかも、その経過を裏づけるような資料、証拠は添付されていません。つまり、今回提出されている時系列メモは、事実を証する証拠とはなりません。怪文書と言われても仕方のない文書です。

このような文書に基づいて政治倫理審査会を設置したこと自体が問題であると思います。また、時系列メモには、「倉田りなつうしん、内藤とし子議員の活動レポート、共産党レポート、民報たかはまなどで実名入りの文書を本人許可なく掲載されたことに憤りを感じる」と書かれていますが、内藤とし子議員の活動レポートと共産レポートといった文書は存在しません。この時系列メモが思い込みと憶測で作成されたことを示す典型的な記述です。

このように、明らかに虚偽内容を含んだ文書は、証拠とはなり得ません。今回、政治倫理審査

会は、高浜市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号に該当すると最終的に判断していますが、私は該当しないと判断しております。

審査結果の該当する事実の概要には、3点の事実が書かれています。

1つ目に、「倉田議員は、1月9日、1月16日にフレンド公園を訪れ、高浜南中学校の陸上部の練習を見学したが、現地において身分や目的を明らかにしなかった」と書かれています。しかし、審査請求書には、「フレンド公園で調査をする際、市の職員を語り住民に疑惑を抱かせた」と書かれています。請求者は市の職員と語ったと言っているのに、身分を明らかにしなかったということが事実として認定されています。請求内容に書かれていることと事実として審査会が認定したことが違っています。また、フレンド公園は、市民の誰もが利用する場所であるにもかかわらず、議員が市民に身分を名乗る必要があると審査会は判断しています。議員は、公園に行くたびに身分や訪問の目的を市民に説明しなければならないでしょうか。

2点目に、「倉田りなつうしんに抗議文が掲載され、戸別配布されたことにより、高浜南中学校の陸上部員の中に心に傷を負った子がいた」としていますが、これに関しては、教育委員会や学校長から、そのような生徒は把握していないということを聞いております。また、倉田りなつうしんの抗議文というのがどの文書なのか、具体的には分かりませんでした。南中学校の件であれば、ホームページや議会だより「ぴいぷる」に掲載されていることと同じ内容なので、議会が公開した文書自体に問題があることとなります。

2点目と3点目には、「署名活動代表者の実名が許可なく掲載されたことにより、誹謗中傷を受けるなど迷惑をかけた。倉田議員のフレンド公園における行動が、結果として市民に迷惑を抱かせるおそれのある行為とされ、署名活動が行われた」と該当事実の概要に書かれています。

今回、市民より議会に提出された署名は、高浜市議会議員政治条例に基づいた署名であることから、署名代表者は政治活動を行ったのであり、実名が公表され、その活動の論評がされることに何も問題はありません。これは、知人の弁護士の見解であることを申し添えておきます。

署名と審査請求書を議長が受け取ったことは、報告されています。しかし、審査請求書については、議員に配付されましたがすぐに回収されたため、どのような請求内容か確認できていません。署名簿も議長は議員に見せていません。そして、議会に提出された審査請求書と実際に署名を集めた際の請求内容が書かれた文書が違うことが分かっています。議会に提出された署名は、条例どおりのものではなく、条例に反するものが多数含まれている可能性が高いのではないのでしょうか。署名簿には、明らかに有権者ではない者の署名やペットの名前が書かれていたという話も聞いています。これが事実であれば、あいちトリエンナーレにおける愛知県知事のリコール署名と同様に大きな問題ではないでしょうか。

このような署名は、何ら信用できず、この署名を理由として倉田議員に対する措置を行うことは適切ではありません。倉田議員は審査会で弁明し、参考人の招致を求めましたが、多くの委員

により参考人からの意見聴取も行ないことを決めました。また、倉田議員が誓約書を書かなかったことから、聞き取り調査も行われていません。誓約書を書かなければ聞き取りを行わなくてもよいとは政治倫理規定には書かれていませんし、不利益をこうむる立場の議員が誓約書を書くこと自体おかしなことです。よって、私は、審査請求書に書かれている内容の事実確認ができなかったこと、客観的な事情を証明する証拠もないことから、本案件には反対いたします。

〔8番 黒川美克 降壇〕

○議長（柳沢英希） 賛成討論を求めます。

12番、鈴木勝彦議員。

〔12番 鈴木勝彦 登壇〕

○12番（鈴木勝彦） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をいたします。

今回の倉田議員の市民を巻き込んだ一連の騒動に対して、政治倫理審査会の審査結果報告に基づく議会の措置について一言申し上げます。

倉田議員は、視察の名の下に身分や目的を明かすことなくフレンド公園を一方向的に監視し、弱い立場の子供たちを恐怖におとしめた行為は、市民や民間団体に対し、著しく配慮を欠く行為であります。事実を知る当事者、双方に歩み寄り話し合い、問題解決をする姿勢が欠如していたということが子供たちや団体の活動を阻害する結果となりました。そこを倉田議員には重く受け止めていただきたい。

同様に、子供たちや指導者に直接確認することなく一般質問等において、また自身の議会活動レポートにおいて、個人が特定できる団体名や市民を名指しで取り上げたこと。あわせて、一般論と言いながら顧問を無視した指導やハラスメント等を指導者と結びつけ、印象操作と言われても仕方がない批判を行い、関係者を精神的、社会的に追い詰めてしまった。ここにも住民に対する配慮が欠如しています。

また、個人名や団体名、個人作成の文書など無断で記載や転載を行い、不特定多数の市民へ配布したことは、まぎれもない事実である。弁明不可能な証拠であります。これも弱い立場の子供たちや市民へ配慮を欠いた行為であります。

そして、これらのことにより、多くの善良の市民が傷つき、今も苦しんでいます。また、市内外で信頼を築き活動している団体の信用を失墜させたこと、関係者本人の人生や平穏に暮らすその家族と暮らしまでも狂わせてしまったことなど、大きな影響を与えてしまったことを受け止め、反省いただくための審査結果だと考えます。

具体的な証拠が添付されず無効を訴えてみえますが、多くの目撃証人や多くの子供たちの被害証言は、善良な市民の訴えであり、十分過ぎる証拠ではないでしょうか。

倉田議員の自覚のない態度が結果として市民を署名活動へと駆り立て、多くの住民の議会に対

する不信感を募らせ、悪い方向へと影響を与えてしまったことは明白であります。倉田議員がよく言われる「どこの法律に書いてあるのか」といった法律でははかることのできない倉田議員の精神的な圧力が市民を飲み込み、恐怖を与え、団体の信用を失墜させ、存亡の危機にまでおとしめるといい、深い傷跡が結果として物語っています。

今回、明らかに個別の団体を狙って議員という立場を使い、その団体や個人を意図的におとしめる目的であったのか、あるいは無意識の上で常識のない配慮を欠く行為であったのか、後者であることを信じたいが、信じがたいところもあります。実際、フレンド公園以外の視察先での振る舞いに対し、市民の方から苦情の声が今でも届いております。

高浜市市議会議員政治倫理審査会は、第1回を令和3年10月22日に開催され、令和4年1月18日までの延べ6回の審査会が開催されました。第1回の審査会において、関係議員、倉田利奈議員及び審査請求議員にも審査請求書の写しを配付し、併せて誓約書を出していただくことに決定しました。しかしながら、関係議員においては、審査請求書の写しの受取り及び誓約書の記入を拒否されました。このことは、高浜市議会議員政治倫理条例施行規程第7条第2項に「調査のために招集された者は、誓約書を速やかに議長に提出するものとする」と規定されており、重大な条例違反であります。そのために、関係議員への事情聴取等の必要な調査が十分に行えずに進められたことは、甚だ遺憾と不誠実さを感じます。関係議員が無実と訴えるなら、誓約書を提出して真実を述べ、真相究明に協力するべきではなかったのかと考えさせられます。関係議員は、いまだに弁明や釈明の繰り返しで、市民や関係団体への行き過ぎた行動に対しておわびの言葉さえもなく、歩み寄ることもしないのは、非常に残念でなりません。

また、本会議で弁明の機会を与えてほしいとの申し出がありましたが、既に弁明の機会審査会において弁明書を関係議員が読み上げ、審査会としてルールに従って誠実な対応を取ったと考えますので、関係議員の申し出には応じる必要がなかったと思います。

二度と今回のようなことを起こすことのないよう、しっかりと受け止め反省していただき、関係市民からは、「どうか議員辞職を」といった重い措置をとる訴えもありますが、良識ある議会人として被害を訴える方々にしかるべき謝罪を約束し、信頼を取り戻していただきたいという思いを込められていると考えますので、議会の措置に賛成といたします。

以上。

〔12番 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（柳沢英希） 次に、反対討論を求めます。

15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 今回の議案は、政治倫理審査会において高浜市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号に該当する事案として、出席委員の過半数の同意を得て決定したものです。5

つの問題点について指摘をし、今回の措置について反対をします。

1つ、地方自治体において政治倫理条例を制定する目的は、地方政治において政治倫理を確立すること、すなわち自治体の首長や議員など住民を代表する公職者がその権限や地位の影響力を不正に行使して、自己または特定の第三者の利益を図ることを防止することにあります。

倉田議員に対する審査請求において指摘されている政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる事項に記載されている内容は、倉田議員の議会における質問、調査活動、議会レポートなどであり、政治倫理条例が対象としている議員がその地位による影響力を不正に行使するような行為ではありません。

したがって、議会内外での議員活動の是非について、政治倫理条例の対象とするべきではありません。議員の議会内外における議員としての活動について、政治倫理条例によって審査の対象とすることは、政治倫理条例の趣旨に反します。

2つ目、もともと2021年の3月24日に全員協議会で荒川議員が倉田議員に対して発言した内容、倉田議員が市民と話してもいないのに市民と話をしたとか、市の職員を名乗って「中学校のクラブのやっていることは多くの苦情が寄せられており調査している」と答えたなどというのが事の発端です。

当時、全員協議会では、倉田議員は、「私は市民と何も話をしていません。話した人がいると言われるならその方と合わせてください。その方と連絡を取っていただけたら私の家に来ていただいてもよいし、どこかで会って話してもよいと考えます」ときちんと答えているにも関わらず、その後、その方が政治倫理審査会に証人として出て来ないのか聞いた際に、荒川議員は「怖いから出て来ないんです」と答えています。女性一人に「怖い」というのも不思議な話です。

3つ目、議長の運営の取りまとめの不自然さについても話をしておかなければなりません。議長は、3月24日の全員協議会で、今回の問題が出た際に、またその後、なぜ倉田議員にこの問題で質問をし、議員間の問題として解決できなかったのか不思議でなりません。そこで解決していれば、こんな大きな問題にならずに済んだと考えます。

さらに、審査請求署名簿と政治倫理基準に違反する事実を証する資料が添付書類として必要であるとなっていますが、審査請求署名簿について、最後まで議員全員の前に、または審査委員の前に出ては来ませんでした。さらに、政治倫理基準に違反する事実を証する資料が出ていません。メモ書きと言われる箇条書きにしたものしか出ていません。このメモ書きには、間違いが幾つかあり、客観的に証拠として使用できるものではありません。証する資料として使うのであれば、間違いは間違いとして正して印鑑を押して、形を整えて訂正しなければなりません。そのような政治倫理審査会のイロハの要件である違反行為を疑うに至る事実を証する資料等を添えて議長に請求できるとしていますが、当初から日本共産党が発言しているように、政治倫理基準に違反する事実を証する資料が添付書類として必要であるにもかかわらず、出されていないということは、

審査会そのものを開くべきではありませんでした。

4番目、倉田議員が迷惑をかけた行為は、署名まで集めるような市民に疑惑を抱かせた要因として重く受け止める必要があるとの意見もありました。スポーツ関係の方たちの署名が集まったと聞いていますが、なぜ署名をしていることを隠す必要があったのでしょうか。事実としてあったことであれば、正々堂々と事実を話し、誰に対しても真正面から論陣を張ればよいと考えます。あまりにも署名要旨の内容がひどい内容となっているので、逆に疑惑を感じて、署名をお断りしましたという方がいたことも事実です。

倉田議員が高浜南中学校の名前を出して質問をしたのが悪いと言われていますが、議員が議会内外の議員の活動の是非について政治倫理審査会の対象にするべきではないと考えますし、「中学校における部活動の在り方について」と題して、一般質問で教育委員会に「フレンド公園を利用した方から公園を部活動で使うため場所を退くように言われたとの話を聞いたが、部活動の現状は」との質問をし、「土曜日8時から10時を利用。南中学校陸上部が公園を利用。公園の使用許可及び届出はしておらず、顧問の先生も不在で、外部指導登録もしていなかった」との答弁を受けているのです。何も問題はありません。

5番目、個人の名誉に関わる審査は、公開の場で正しく行われなければなりません。審査会は非公開と決められてしまいました。これは二重に審査会に問題を残しました。私と黒川委員は公開を主張しましたが、多数決ということで非公開になってしまいました。

このような内容でこの政治倫理審査会は、高浜市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号に該当する事案として出席委員の過半数の同意を得て決定した内容ではありますが、私は同意もしていませんし、倉田議員に文書をもって反省をしてもらおうというこの案件について、措置は必要ないと考えます。

以上です。

[15番 内藤とし子 降壇]

○議長（柳沢英希） 次に、賛成討論を求めます。

13番、今原ゆかり議員。

[13番 今原ゆかり 登壇]

○13番（今原ゆかり） 議長のお許しをいただきましたので、公明党を代表しまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

政治倫理審査会の設置そのものに対し、証拠が添付されていないなどの理由から反対をされているようですが、証拠には物の証拠と人の証拠とがあります。裁判所が事実認定のために証拠を取り調べるに当たり、物の証拠を取り調べる手続としては書証及び検証があり、人の証拠を取り調べる手続としては尋問及び鑑定があります。

尋問とは、法廷で証人や当事者に対して口頭で質問し、その経験した事実について記憶する内

容を回答させ、その結果である証言を判断の材料とする証拠調べです。物の証拠については、証拠能力は極めて広範に認められ、著しく反社会的な手段を用いて収集された資料などの例外を除いては、基本的に証拠能力は制限されません。

したがって、文書の証拠であれば、作成者が誰であろうとどのような紙にどのような方法で記載されていようと、原本であろうと、写しであろうと、証拠として利用できないということは基本的にはないとされています。

政治倫理審査会は、民事裁判に準拠するものではありませんが、多くの目撃証言や被害証言、あるいは時系列メモが添付されていることから、条例違反を審査するには十分に値するとの判断によって設置されています。

今回の文書による厳重注意は、倉田議員の視察や一般質問など議員の権利を侵害するものではなく、権利を行使するに当たり、やり方や住民に対する配慮に問題があったという判断です。スポーツに懸命に取り組む未来ある小・中学生に不安と恐怖心を抱かせ、献身的に取り組む指導者や団体の活動を踏みにじり、ひいては市議会に対する住民の皆様の不安と疑念を抱かせてしまうこととなりました。

この状況を鑑み、倉田議員には心から反省していただき、御迷惑をおかけした方々にはしっかりと謝罪し、市政の発展のため御尽力いただきたい、そのような判断であると考え、今回の倉田議員に対する議会の措置について賛成いたします。

[13番 今原ゆかり 降壇]

○議長（柳沢英希） 反対討論を求めます。

[発言する者なし]

賛成討論を求めます。

2番、神谷直子議員。

[2番 神谷直子 登壇]

○2番（神谷直子） 議長のお許しをいただきましたので、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の高浜市議会議員政治倫理条例に基づく倉田利奈議員に対する議会の措置について、議長は、市民の方が集めた署名簿は正式には受け取っておらず、そのことを理由に今回の反対討論をされるのはいかがかと思えます。

また、政治倫理審査会を秘密会にしたのは、その署名をされた代表者の方の家に訪れたりして危機を感じたと聞いております。

そもそもこの政治倫理審査会の設置をお願いしたのは、住民の皆さんの言っていること、倉田議員の言っていることにあまりにも乖離があり、議員としては、本来なら同僚のことを信じたいけれども、信じられないような出来事を見聞きしたからです。

以上の3点から、政治倫理審査会を開いていただき、今回の審査会のメンバーには大変お忙しい中、また議会事務局の皆様におかれましても大変お忙しくされたことと思います。この場を借りて感謝を申し上げます。また、措置が改めてできたことにも感謝いたします。

以上で賛成討論を終わります。

〔2番 神谷直子 降壇〕

○議長（柳沢英希） 次に、反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

高浜市議会議員政治倫理条例に基づく倉田利奈議員に対する議会の措置について、お手元に配付してあります案のとおり、倉田利奈議員に対し、文書による嚴重注意の措置を講じることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳沢英希） 起立多数であります。よって、高浜市議会議員政治倫理条例に基づく倉田利奈議員に対する議会の措置について、倉田利奈議員に対し、お手元に配付してあります案のとおり、文書による嚴重注意の措置を講じることが決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時12分休憩

午後3時19分再開

○議長（柳沢英希） 休憩前に引き続き会議を開きます。

関係議員の除斥を解除いたします。

〔16番 倉田利奈 除斥解除〕

○議長（柳沢英希） ここで御報告いたします。

先ほど御議決いただきました議会の措置として、休憩中に、私議長のほうから16番、倉田利奈議員に対し、文書による嚴重注意の措置をいたしましたので御報告を申し上げます。

○議長（柳沢英希） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

再開は、3月2日午前10時であります。

本日は、これにて散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後 3 時20分散会
